

原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会（第15回）

議事録

日 時 平成24年5月16日（水）9：01～12：31

場 所 東海大学校友会館 阿蘇・朝日の間

議 題

（1）核燃料サイクルの政策選択枝の定量的評価について

（2）その他

配布資料：

資料第1-1号 ステップ3の評価：2030年まで（原子力比率Ⅰのケース）
（改訂版）

資料第1-2号 ステップ3の評価：2030年まで（原子力比率Ⅱのケース）
（改訂版）

資料第1-3号 ステップ3の評価：2030年まで（原子力比率Ⅲのケース）
（改訂版）

資料第1-4号 ステップ3の評価：2030年まで（原子力比率Ⅳのケース）
（改訂版）

資料第1-5号 使用済燃料の返送リスクについて（改訂版）

資料第2号 核燃料サイクル政策の「留保」の評価（案）

資料第3-1号 核燃料サイクル政策の政策選択枝の評価について：まとめ（案）
（改訂版）

資料第3-2号 代表シナリオの評価を踏まえた政策選択枝の総合評価（案）
（改訂版）

資料第4号 原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会（第11回）議事録

資料第5号 原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会（第12回）議事録

資料第6号 原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会メンバーからの提出資料

午前 9時01分開会

○鈴木座長 ちょっとまだ到着していない委員の方もいらっしゃいますが、定刻になりましたので、ただいまから原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会第15回を開催いたします。

今日は、又吉委員がご欠席で、山地委員が所用により11時ごろ退席されると伺っております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○吉野企画官 それでは、お手元に配布させていただきました資料の確認をさせていただきます。資料1-1から1-2、1-3、1-4までステップⅢの評価（改訂版）と題したものでございます。原子力比率Ⅰのケース、Ⅱのケースとございまして、Ⅲのケースは従来Ⅱ'、前回までⅡ'と呼んでいたものを名前を変えてⅢとしてございまして、従来Ⅲと呼んでおりましたのは原子力比率Ⅳのケースとさせていただきます。資料第1-5号といたしまして、使用済燃料の返送リスクについて（改訂版）をお配りさせていただきます。資料第2号といたしまして、核燃料サイクル政策の「留保」の評価（案）と題したものでございます。資料3-1といたしまして、政策選択肢の評価について：まとめ（案）（改訂版）でございます。資料3-2といたしまして、政策選択肢の総合評価（案）（改訂版）でございます。続きまして、資料4と5は11回、12回の議事録でございまして、メインテーブルのみの配布とさせていただきます。最後、資料6でございますが、小委員会メンバーからの提出資料ということでございまして、伴委員からご提出いただいた資料をとじ込んでございます。

以上でございます。過不足等ございましたら係のほうまでご連絡ください。

○鈴木座長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。今日はいよいよ最後のまとめということで、まず2030年までの評価ということで、今までやってきたステップⅢの評価の改訂版を紹介させていただきます。今日の一番のメインは、前回議論のまとめになりました留保の案と総合評価と、これはその後ということで、まずはステップⅢの評価について、資料1-1から1-5までの説明を事務局からお願いいたします。よろしくをお願いします。

○中村参事官 それでは、資料1-1から1-5につきましてご説明をさせていただきます。いずれの資料につきましても表紙に改訂版と書いてありますが、従来この会議でご説明しておりますように、以前出した資料の改訂版になってございます。内容につきましては、いつもの

ように追加した部分についてはページの右上に改訂という言葉をつけ、それから字の場合には赤色の字で追加の部分を書いてございます。削除の部分については青色の字で削除するというような構成になっております。

資料につきましては1-1から1-4号まではほとんど同じような構成になっておりますので、今回は資料第1-3号でご説明したいと思っております。この1-3号につきましては前回まではⅡ'のケースとご説明しておいたものですが、今回からは原子力比率Ⅲと名前を変更いたしまして資料をつくってございます。更に、前回はこのⅡ'のケースにつきましては計算しました結果のグラフですとか図表のみの説明でしたけれども、今回は評価の文章も書きましてご提案させていただこうと思っております。したがって、これが一番変更が多くなっております。したがって、この資料第1-3号でご説明させていただきたいと思っております。

1ページめくっていただきまして1ページ目でございます。各原子力発電比率の設定につきまして図を書いてございます。代表的な三つを選定したということでございます。

2ページ目にはその設定の前提としました設備容量の考え方を示してございます。原子力比率Ⅲの場合の資料になっておりますので、この資料ではその部分だけ赤色にしてございます。

それから、3ページの評価項目については前回の資料にはついておりませんが、今回つけましたので、新規と書いております。ただ、内容はこれまでの評価軸と一緒にございます。

それから、4ページ以降がそれぞれの評価項目について評価した内容になってございます。

5ページでございます。「使用済燃料管理・貯蔵」、ここにつきましてはこれまで議論をされていた内容と、この原子力比率Ⅲの場合における表現に変更はなくて構わないのではないかとということで大きな変更はしてございません。ただ、1点だけ原子力比率Ⅰ、Ⅱと違うところがございまして、それはシナリオ1、全量再処理の部分の二つ目のポツでございます。前回グラフでお示しましたように、この原子力比率Ⅲの場合にはむつの中間貯蔵施設を期待しましても貯蔵容量の不足が2030年までの間に生じます。したがって、増強を行わないと一部の発電所は運転できないと記載をしてございます。原子力比率ⅠとⅡの場合には可能性があるという表現でしたけれども、その可能性という言葉をとった表現をここに入れているところでございます。それ以外は数字が他の原子力比率の場合と変更になっておりますけれども、評価の表現についてはほとんど同じ内容になってございます。

それから、6ページは前回お示ししているグラフでございます。

それから、7ページでございますけれども、これは前回ご説明しましたけれども、前回からさらに修正したところを赤色の字で書いてございます。四角の中でございますけれども、プル

サーマルを実施する原子炉基数を増やすことで、稼働率100%の再処理を行うことも可能というコメントがありましたのでそれを注釈としてつけ加えてございます。それから、グラフにつきましてはここにありますように何も変えておらず、このままでいきますと定格の800tでは運転できない状況になることを書いてございます。

それから、8ページがプルトニウム利用の中でも在庫量に関することとございまして、表現としては他の原子力比率の場合とほとんど同じでございます。

9ページはグラフを載せてございます。

10ページが国際的視点の中の国際貢献とございまして、これもほとんど同じでございます。

11ページが核セキュリティにおけるリスクへの影響。

それから、12ページが原子力協定への影響ということでございます。原子力協定のところにつきましては表現が幾分変わっているところがありますので、すみません、資料1-1と並べてごらんいただいたほうが見やすいので、そちらも開いていただけますでしょうか。資料1-1で言えば11ページ、12ページになります。この日米原子力協定のところは、言葉を少し丁寧に書き直してございまして、書き直した部分については資料1-1で見たほうが赤くなっておりますので分かりやすくなっておりました。こちらの資料1-1でご説明申し上げたいと思います。

共通事項のところですが、「米国から輸入された核物質の再処理について」ということを追加し、かならずしも全てではありませんので、そこを正確に記したということですか、協定には古い協定と新しい協定の両方がございますので、その辺が明確になるよう文章を直しているところとございます。

それから、13ページは資料1-1も1-3も全く同じになっております。

それから、14ページにつきましても資料1-1、1-3両方同じになってございます。

それから、資料15ページにつきましては、1-1でごらんいただきますと分かりますように、文章を少し直してございます。前回伴委員から、再処理施設の廃止措置に当たって雇用が生まれるのでその部分を記載してほしいというコメントがありましたので、その部分について追加で書いてございます。年間約1,300人の雇用が約30年分残ると見込まれるという表現を追加したものになってございます。資料1-3もそれをそのまま載せて、1-3と1-1では同じ表現になってございます。

それから、16ページ、17ページ、18ページとほとんど変わってございまして、18ページでは唯一「建設等」という言葉を入れてございます。

それから、中・長期のほうでございます。中・長期のほうについては経済性の評価方法ということで、経済性（１）、前回ご説明しております（１）と同じものですが、（１）につきまして評価の方法の説明を１枚追加してございます。これが２０ページになってございます。その後で２１ページ、２２ページにつきましては以前別冊の形でこの図をお出ししましたけれども、１枚の資料にまとめたほうが分かりやすいだろうという判断で、前回の資料と同じ内容の資料をこのページに入れ込みました。これが２１、２２ページになります。これで経済性（１）の計算方法のイメージがわかりやすいのではないかと考えてございます。

２３ページには経済性（１）の場合のコスト計算の結果を書いてございます。申し訳ありません、数字が若干変わっておりますけれども、下一桁をちゃんと確認しましてミスを犯したところの数字を直したところです。２．６７が２．６８であったとかそういうようなところが若干変わってございます。

それから、２４ページのところは、経済性（２）になりますけれども、（２）の方法での計算の説明につきましては、先ほどの（１）と同じように２５ページに考え方を書いて追加しました。２５ページに書き改めましたので、２４ページは削除にしてございます。

同じように、２６ページ、２７ページには前回、以前にご説明をしましたこの計算方法（２）の場合の考え方のポンチ絵をそのまま持ってきております。図自身の内容は変わってございません。

２８ページでございます。２８ページにつきましては表現をちょっと変えまして、「ベース値」という表現が誤解を招くということで、「シナリオに基づく総費用」と言葉を改めてございます。

資料１－３の原子力比率Ⅲのほうの２８ページでは、前回お出した資料と数字、コストを変えてございます。これは前回の議論で松村委員のから、このⅢの場合には再処理工場の稼働が定格である年間８００ｔを続けられなくてそれよりも下がるというのが出てきた、その場合にはその分だけ再処理の単価が上がるのではないかと、その単価が上がるのがこの経済性（２）の計算方法においては反映されるべきではないか、というコメントがございました。今回数字を見直したのは、この原子力比率Ⅲの図で言いますと、７ページにありましたグラフのように再処理工場の稼働率が定格に達しないとこの分処理量が下がりますので、この２０３０年までのトータルを見まして、稼働率８割と想定しまして、その８割を前提にした単価を出し直しました。そうしますと、再処理の単価が上がります。上がりましたのでそれで計算した数字としまして、２８ページに０．６３～０．７４というふうに、約０．１１円高くなった

数字に見直してございます。それに合わせまして全体の合計値も少し高いものになっているというのが変更点でございます。

それから、資料29ページはこれまでご説明しておりましたけれども、誤解を招くということで、この29ページの図につきましては削除しまして、その代わりに30ページのような形に書き直してございます。ここにつきましては、経済性として、(1)、(2)とは書いてございません。(1)であれ(2)であれいずれの場合でも計算する時に考慮する必要がある項目としてこんなものがありますという内容を書いたページとして整理してございます。それぞれ経済性(1)あるいは経済性(2)の計算手法においてどんな状態になっておるのかというのを○とか△とか×という形で書いてございます。×というのは経済性(1)の費用に既に含まれている費用です。それから、△については総費用に一部だけ含まれているというものです。それから、○というのは総費用に含まれていないので考慮する必要がある費用ということです。これまで、一部含まれているものをそのまま足していいのか足してはいけないのかという議論がございましたけれども、一部含まれているのでそのまま足すのは正確ではないということが分かるように△マークにしたものでございます。

その関係で31ページの説明は、先ほどの30ページに入りましたので削除いたしました。

それから、32ページのところは先ほどと同じですけれども、その他考慮すべき費用としてその中身の説明になっておりますので、表題だけ変えた内容になってございます。

それから、33ページは資料1-1、1-3ともに変更ないということで、同じ文章が入っています。

それから、34ページも同じ考え方で計算をした図表になってございます。

35ページ、36ページと変更ございません。

37ページも変更ございません。

それから、38ページのところでは以前「資源」という言葉は削除しようという議論があったにもかかわらず、前回もまだ「資源」という言葉が残っていましたので、今回の資料からは「資源」という言葉を削除した表現に改めたものになっております。

以降、39ページ、40ページと参考資料になりますので、ここは変更がございません。

最後、44ページでございます。経済性(1)の計算手法の場合であっても、割引率0%ではなくて3%の計算をしたほうが比較をする人が出てきた時に分かりやすいのではないかというコメントがございました。それで今回は3%の計算をしまして、参考資料としてここに載せたところでございます。

このようなつくりで、原子力比率Ⅰの場合、Ⅱの場合、Ⅲの場合、Ⅳの場合というふうにつくりました。それぞれの比率においてシナリオ1、2、3を比較する際にお使いできる参考資料、ベースとなる資料と考えてございます。

それから、最後に資料1－5でございます。使用済燃料の返送リスクについてというタイトルでございます。これも改訂版になってございます。この改訂版におきましては、3ページをごらんいただくと分かりやすいかと思えますけれども、以前お出しした時には原子力比率Ⅰ、Ⅱ、Ⅲということでしたけれども、今回はその間に原子力比率Ⅲを追加しまして、以前のⅢをⅣに改めたものになってございます。この原子力比率Ⅲが追加になったという点が新しくなっております。

ご説明は以上でございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

それでは、このステップⅢの評価、定量評価についての確認をお願いしたいと思います。これは今まで議論してきましたので、できれば事実確認ということでご指摘があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

伴委員、どうぞ。

○伴委員 5ページのところなのですが、先ほどちょっと説明をしていただきましたシナリオ1のところの2.のところなのですが、むつのRFSというのは東京電力と日本原電が対象となっている設備、施設ですよ。それ以上の貯蔵容量の増強を行わないと一部の発電所は運転できないというのは、これは他の電力会社の話ですよ。そうするとこれが、どうつながっていくのかが見えてこなくて、むつのRFSがだめになるといろいろなところに影響していくというのですけれども、もう少し東電と日本原電の話と全体を分けて考えないといけないのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなっているのですか。

○中村参事官 これまでのこの会議での議論では、使用済燃料の設備容量については日本全体で議論をすることにして、それで個別の発電所のことについてはメインの議論とせず、全体で考えていきましょうということでしたので、これまでも資料としては総量で整理してきましたし、それで今回もそのまま総量で整理した内容にしているところでございます。

○伴委員 そうすると、だから、0.2t不足するためというつながりにはならないのではないかと話です。

○中村参事官 今回も日本全体の容量の中で議論しましょうということですので、もしも今から全体の容量ではなくて個別の発電所の議論で資料をつくり直すということになると、ちよっ

と議論自身がまたもとに戻らざるを得ないのではないかなと思いますけれども。

○伴委員 0.2 tの貯蔵容量が不足するという事は、今の説明ですと全体で考えてきたということですから、これは全電力会社がシェアをしているということで考えてきたという意味ですか。

○中村参事官 はい、これまではこの委員会においてはどれだけの容量があるかを比べることで評価をしましょうということだったと思います。この資料で言いますと、資料1-3号で言いますと、6ページのように全使用済燃料の貯蔵量、それからそれぞれのサイトの総管理容量、それから発生量も含めて日本全体で考えましょうというのがこれまでここでご議論があったところであり、数字の取扱いであったかと思えます。

○鈴木座長 もし誤解を招くということであれば、ここは全貯蔵容量が0.2万t不足するためと変えてもいいですけれども。それで問題なければ。

○伴委員 シェアをすとかそういう何か一言がないと。抽象的に書いている分にはいいのだけれども、これ0.2 tとか明確に数量が書かれていると、やはりその前提条件みたいなのを少し書いておいていただかないと、と思います。

○鈴木座長 では、誤解を招かないようにちょっと表現を考えさせていただきます。全貯蔵容量が2030年時点で0.2万t不足すると、こういうことですよ。

ほかにいかがでしょうか。もう一度。

○伴委員 今度は32ページの赤で20~30兆円のリスクがあるという数字が出てきているのですけれども、全体をどうしていくのかにもよるのかもしれませんが。この返送に伴うというのは課題です。僕はずっと疑問なのだけれども、政策変更に伴って解決しないといけない課題というものをあらかじめもう返送されることを前提に幾らかかるだの何だのというのはおかしいのではないかと思うのです。ですから、そういうリスクがあるというのはいいのだけれども、そこに数字まで入れて書くことについてはおかしい、少し違うのではないかと思います。そこが整理されていないのではないですか。確かに非常に大きな課題があるということはそうかもしれないけれども、予めその結論、ほかのところもそうですが、返送に伴いというこれを前提にするということ自体に非常に違和感があって、これは課題だということで全部整理していくべきではないかと考えているのが一つです。

それから、ちょっと戻りますけれども、30ページのところで結局費用に含まれていないということで整理されていて、足して書くことについては非常におかしいということで、大きな誤解を生んでいたわけなのですけれども。ここで費用に含まれておらず、考慮する必要がある

費用となっているのですけれども、その前のところで数字が出ているわけですから、この表についても僕はいらなくて、やはりこれは課題として挙げておくだけでよくて、この一つ一つについてこれが含まれているとかいないとかいうことについてことさら明記する必要はないかと思います。

○鈴木座長 特に修正はよろしいですか、これ残しておくということで。

○伴委員 ですから、修正案としてはどちらかというところ31ページを残して、30ページをとるとするのがいい。

○鈴木座長 30ページをとって、31ページを残すほうがいいと。

○伴委員 はい。

○鈴木座長 どうでしょうか、ほかの委員の先生方、どちらが分かりやすいかということですが、事務局では31ページと29ページの説明を今1枚の絵に30ページにさせていただいたということで私は理解したのですが、30ページをとってしまうと、また29と31両方書かなければいけなくなるという、そういうまた説明が必要かなと。そういうことですよ。

どうぞ、田中常務。

○田中常務 今お話のありました点なのですけれども、資料1-1号でちょっとお話をさせていただきます。32ページの22兆～32兆円のところは伴委員がおっしゃったようにリスクであるときちんと書いてあるのでもいいと私は思うのですが、むしろ28ページがおかしくて、28ページに赤い文字の下のほうから五、六行目でしょうか、上記の費用のほか、シナリオによって追加の費用が発生する、これはリスクではなくて確実に発生する費用のことを言っていて、それが30ページにおけるトータル4.6兆円だと思うのです。その4.6兆円という必ず発生する費用が28ページに数字が書いてなくて、それで逆にもしかしたら発生するかもしれないという0.39兆円が28ページに書いてあるということが、バランスが悪いと思うのです。

○鈴木座長 なるほど。

○田中常務 ですから、書くのであれば4.6兆円を書かないといけないし、もしここの計算はベース値だけでほかは全部別のページに譲るというのだったらそうしないといけないし、今はまるでシナリオ3をとるとシナリオ1に対してシナリオ3が増える量は6.8～6.9兆円に対して0.39兆円だけですと、それも可能性にすぎませんという言い方はちょっとおかしいように思います。

○鈴木座長 どうでしょう。ここは知らない。説明が難しいところなのですけれども。もとも

とこの8.1兆円と4.8、4.9兆円というのが同じベースになっていないので難しいのですが今の田中常務のご指摘のように、追加の費用が発生するというのは30ページの中身を言っていると。その下にある0.39兆円というのは可能性があるのですが、ここに書いてしまうとまた足してしまうかもしれないというご指摘です。まず0.39兆円はとって、追加の費用が発生するということに30ページの表を参照していただいて、これはでも金額が難しいのですよね。書かないほうがいいですね。参照していただくということで30ページを見ていただく。

もう一つご指摘あったのは、30ページのほうがいいのか、31ページのほうがいいのかと、こういうことですね。

山地委員、どうぞ。

○山地委員 せっかく検討したことはやはりちゃんと資料に残すべきだと思いますので、私は内容的には現行修正案、データの的には現行修正案のほうがいいと思うのですが。確かに問題になるのは今のところの28ページの表現でしょうね。ここに注2に当たるところだけここに数値があるとやはりどうしてもそれに目がいきますね。だから、これを外して注1、注2とやるか、そのまま注を書き込んで30ページ参照とか32ページ参照とか、そうするのが一番すっきりするのではないのでしょうか。

○鈴木座長 なるほど、分かりました。

では、よろしいですか。松村委員、いかがですか。分かりやすくなりましたでしょうか。

○松村委員 ちょっと確認です。私が経済性(1)をベースにして(2)もつけてもいいと言ったのが諸悪の根源ではないですよということだけ確認させてください。つまり、(1)のほうはかなりすっきり書かれているので、私が(2)を残してもいいのではないかなどと言ったことが混乱の元になっているのだとすれば、もちろんそれには固執しない、(2)をとっていただいても結構です。こちらも検討したことは検討したので、つけることに反対と言ったわけではありません。

○鈴木座長 分かりました。では、もしこのままでよければ、今の伴委員のご指摘のところは、2枚の紙を1枚にまとめたということで、よろしければ、むしろ28ページの記述を訂正するということがよろしいでしょうか。

では、それで。

すみません、伴委員のご指摘の、32ページの追加費用の金額ですか、これをとるということでよろしいですか。では、これもとるということで。約20兆円～30兆円という32ペー

ジのところの赤字のところをとるということです。

それでよろしいですか、伴委員。

○山地委員 とる必要はないのではないですか。計算してこうなり、リスクがあるということだから、残しておいたほうがいい。

○鈴木座長 では、これは残すということで。よろしいですか、伴委員。

では、あくまでも可能性ということで。

委員長。

○近藤委員長 私は、これは書くなら丁寧に書かないといけないということを、私の文案は差し出してあるつもりなのですけれども。私の文章が長いから大体却下されるというか。

よろしくをお願いします。

○鈴木座長 この文章を誤解されないようにということですね。はい。では、ちょっとここは誤解されないように。あくまでも確実に発生するものではなくて、こういう状況になった場合にこういうリスクがあるという試算だということをつかせるように書くということによろしいですか。

はい。

○田中常務 今おっしゃったのは23ページも同じ処理をされるのですよね。28ページに対する処理は23ページも。

○鈴木座長 はい、そうですね、同じように統一します。

ほかいかがでしょうか。

それでは、次の一番大事な総合評価に話を移らせていただきます。それでは、資料のほうは2号と3-1、3-2になります。それで、資料2の留保については事務局から説明させていただいて、資料3-1と3-2は私のほうから説明いたします。それでは、よろしくお願いたします。

○中村参事官 それでは、資料2についてご説明申し上げます。「核燃料サイクル政策の「留保」の評価（案）」という資料でございます。

まず1ページ目におきましては、留保の定義と書いてございますけれども、これまでのご議論の中で以下の2種類の留保の意見があったかと理解してございます。その二つの得失をそれぞれ評価するというのがこの資料の趣旨でございます。

まず一つの留保の考え方が、活動継続・留保、wait and seeでございまして、不確実な情報を見極めるため、現在進められている核燃料サイクル政策に基づく活動は、一定

の条件の下で継続し、新政策の決定を一定期間後に行うことという考え方でございます。

もう一つの考え方が凍結・留保、モラトリアムでございまして、不確実な情報を見極めるまで、核燃料サイクルにかかわる活動の一部を一定期間中断し、新政策の決定はその後に行うことという内容でございます。

2 ページ目でございます。このような留保を取り上げる理由としまして、幾つかの点について現時点においては不確実性が高いからでございます。一つが、原子力発電規模の見通し、一つがプルサーマル計画の見通し、もう一つが六ヶ所再処理工場の稼働状況の見通しでございます。この三つにつきまして不確実性が高いことから、基本政策の三つの選択肢から決定することを留保しようというものでございます。

ある程度見通しが得られる時期まで決定を留保した場合には、その期間を十分な検討にあてることができる、それから、どの政策決定がなされてもそれに速やかにとりかかれるよう準備を行うことができる、このようなメリットがあるのではないかとという考え方に基づくものでございます。

留保の目的、期間、期間中の具体的措置、このようなものを明確にすることで単なる先送りではない、有効な政策的措置となる可能性があると考えられることから取り上げるものでございます。

3 ページは活動継続・留保の内容でございます。以下の活動を一定の条件のもとで継続しながら留保期間後の意思決定に備えるというものでございまして、六ヶ所の再処理プロジェクトの限定的継続と検証ということで、以下に三つ挙げてございます。アクティブ試験を終了させ、事業者の計画に従った操業を始めることとする。留保期間中、六ヶ所再処理工場の稼働状況に基づき、事業の継続性について国による検証を行う。再処理は、プルトニウム利用計画に従い、利用目的が明確な範囲で実施するというものでございます。

もう一つ、プルサーマルにつきましては、J-MOX施設の建設を含めプルトニウムの消費の取組を進め、その進捗状況から今後のプルサーマルの実現性を検証するというものでございます。

その他につきましてはいずれの選択肢が選択されたとしても決定後直ちにその取組に着手できる準備的取組を確実に進めることとしてございます。

留保の期間でございますけれども、この場合には2～5年内の明確な期間を設定すべきではないかとしてございます。

この継続・留保の場合の得失について書かれたものが4ページでございます。比較の対象と

しましては、今政策を選択する場合との比較を書いております。メリットとしましては、各活動は継続するため、留保後の政策選択肢決定に際して必要となる情報を得やすい。特に六ヶ所再処理工場の操業見通しについては、実際に再処理を実施するほうがより明確化されるという点があります。また、二つ目のポツにありますように、wait and see期間後に政策変更がある場合の準備期間が得られる。特に核燃料サイクル施設の立地自治体との交渉等がメリットとしてあるのではないかと考え、挙げてございます。

次にデメリットでございます。凍結・留保に比べ可能性は低いが、留保による追加費用が発生する可能性がある。2つめが、留保期間後に全量直接処分への変更があり得るため、不透明感があるということです。特に再処理事業に関しては、留保後、工場操業停止の可能性が残るため、事業リスクや雇用不安の増大があるということで、民間事業を国が政策的に中断させる可能性に対するセーフティネットの整備等が検討課題であると指摘し、記述してございます。

それから、デメリットの三つ目のポツに書いてある項目でございます。政策に空白が生まれることによる核燃料サイクル事業に関する地元同意の先送り・撤回。それから、四つ目に書いてあることでございます、凍結・留保に比べ程度は低いが、上記の地元同意の動向の不透明性により、各発電所の使用済燃料管理容量の逼迫のリスクは当面の政策1、2よりも高まるという点を挙げてございます。

次に5ページ目でございます。こちらは凍結・留保、モラトリアムの内容でございます。これにつきましては、下記のとおりとして留保期間後の決定に備えるというものでございます。具体的に書いてあるものが三つございます。一つが、六ヶ所再処理プロジェクトの凍結と検証でございます。具体的には、事業者の計画、J-MOX工場の建設、これを凍結するというものでございます。ただし、ガラス固化体技術の試験・操業は継続して行うとしてございます。留保期間中、事業の継続性などについて、国による十分な検証を行うというものでございます。

それから、海外での回収プルトニウムの取扱いでございますけれども、当面海外回収プルトニウムについてプルサーマルか代替方策により処分することへの合意を進め、その間プルサーマルは凍結し、今後の回収プルトニウムの処分の方策を検証するというものでございます。

その他につきましては、いずれの選択肢が選択されたとしても決定後直ちにその取組に着手できるよう準備的取組を確実に進めることとしてございます。

モラトリアムの期間の設定としては、海外回収プルトニウムの取扱いの見通しが得られると推定される5年程度を設定すべきではないかとしてございます。

この凍結・留保の場合の得失について、現在政策を選択する場合との比較を書いたメリット、

デメリットが6ページでございます。メリットとしては三つ挙げてございます。一つが、国内のプルトニウム在庫量は増えない。二つ目が、再処理活動やJ-MOXの建設を中断することによって客観的な検証が可能となる。活動を継続しての判断留保は、政策変更がある場合、いっそう困難となる。三つ目が、モラトリアム期間後に政策変更がある場合の準備期間が得られる。特に核燃料サイクル施設の立地自治体との交渉、国民的議論の場の設定などを挙げさせていただきます。

それから、デメリットとして六つ挙げてございます。六ヶ所再処理工場を稼働しないため、再処理事業の操業見通しの情報が得にくい。それから、モラトリアムのために追加費用が発生する。3番目としまして、六ヶ所再処理工場の主工程を停止していることにより人材・技術が維持できない可能性がある。四つ目としまして、留保期間後に政策変更があり得るための不透明感でございます。ここでは特に再処理事業に関しては留保後工場操業停止の可能性が残るため、事業リスクや雇用不安の増大というのを挙げてございまして、民間事業を国が政策的に中断させる可能性に対するセーフティネットの整備は検討課題ということで、前にご説明しました活動継続・留保の場合と同じ表現を載せてございます。それから、五つ目としまして、政策に空白が生まれることによる核燃料サイクル事業に関する地元同意の先送り・撤回。六つ目としまして、上記により使用済燃料貯蔵能力増強が進まない場合、六ヶ所再処理工場が稼働していないため、各発電所の使用済燃料管理容量の逼迫時期が前倒しになる、この六つを挙げてございます。

7ページ以降につきましては参考資料でございまして、以前お出ししたものとほとんど変わっておりません、

最後に、11ページだけは以前出したものと変更になってございます。「凍結・留保」による追加コストについて」ということでございます。以前お出ししました説明につきまして分かりにくいという声が事務局に多く寄せられましたので、表現を見直したものでございます。意図としては同じことを書いたつもりでございます。

それから、前回のご議論の中で仮に2年の場合、あるいは仮に3年の場合、4年の場合と分けて明記をしておいてほしいというご意見がございましたので、最後にその部分を追加したところでございます。

以上です。

○鈴木座長 それでは、続けて資料3-1、3-2の説明をさせていただきます。ここも訂正部分だけを。

どうぞ。

○伴委員 すみません、これについてちょっと意見いいですか。

○鈴木座長 全部やってからでお願いします。

3-1については、まず3ページのところに政策選択肢の定義、これはもう伴さんからいただいたご意見を少し反映させていただいているところがありまして、「FBR/FRの有力な選択肢」の「有力な」を取らせていただいております。

それから、原子力比率Ⅲを入れたということにしてありまして、ここがこれまでと違って四つの原子力比率ということでシナリオの評価をまとめたということでもあります。

あとは文章の分かりにくいところとか、多少偏っている表現だとか、それから事実確認でもう一度確認をさせていただいて直した部分、それから重複していて同じような趣旨のものがいっぱい出てくるようなところについて主に訂正したもので、14ページのところはできるだけすっきりということで、使用済燃料の貯蔵によって一部の発電所で逼迫するというようなところの記述はまとめて後で政策変更の課題のところ集中させていただきました。それ以外のところは、趣旨は変わっておりません。

それから、15ページに先ほどの消したものについての追加を加えているということです。

16ページも同じように事実確認で、原子力比率Ⅲが入ったことによって新しい記述が入っております。

それから、18ページに多少事実確認で正確な記述をさせていただいております。

19ページは日米原子力協定への影響ということで、ここも記述に誤解を招くようなところがあるといけないということで、正確な記述ということにさせていただいております。

それから、21ページ、ここも使用済燃料が資源であるという言葉を取ったということと、それから使用済燃料の扱いが廃棄物になるという可能性についての記述を書かせていただいております。

23ページ以降は中・長期的な課題ですが、経済性のところは総額のところに加えての記述と、それから、kW当たりの記述というのを山名委員からご指摘ありましたので、そこも加えさせていただいております。

それから、27ページに柔軟性の確保のところの記述を、多少バランスをとるようにさせていただいたということで。例えばシナリオ1のほうでは実用化されない場合には使用済MOX燃料の扱いが課題となると、これは山地委員からのご指摘がありましたので書かせていただきました。これが3-1です。

それから、3-2がいよいよ総合評価ということなのですが、1ページ目の政策選択肢の定義のところ「有力な」を取らせていただいたと。

それから、当面のプロジェクトというのではなくて当面の政策の進め方ということで、2ページのところですが、ここの変更はこれまで留保とそれから当面の施策の区別が明確でないというご指摘がありましたので、当面の施策2の赤字のところですね、六ヶ所再処理工場の能力を超える使用済燃料は当面貯蔵する。貯蔵された使用済燃料については再処理に取り組むとともに、直接処分の実施に向けた取組を始めるという文章にしました。これはどういうことかといいますと、前のところは再処理・直接処分のいずれも行えるようにするという曖昧な表現だったので、当面の選択の2をとるということは併存をとるということは両方を実施するということで、その直接処分については当面の施策3の全量直接処分に対応する表現、使用済燃料は全て直接処分されるまで貯蔵する。その後、直接処分の実施に向けた取組を始めるということが書かれていますが、これと同じような施策を実施するという表現にさせていただきました。これによって政策1、政策2、政策3の区別がはっきりする。それから、留保との違いもはっきりすると、分かるようにさせていただきました。

3ページは、前回たしか経済性のところでウラン価格だけが出ているのはおかしいということでありましたので、現状の前提と今回は2030年までということでしたので、この時間軸を入れて経済的に劣る可能性が高いとさせていただきました。

4ページは同じような経済性の表現を変えております。

同じく5ページも経済性の表現のところを変えております。

6ページも同様であります。

それから、9ページのところは、先ほどの政策変更の課題のところで使用済燃料の貯蔵場所が行き場所がなくなった場合に、電気事業者が代替電源でカバーする場合という表現がありましたのを、これはあくまでも可能性だということで、最悪の場合、大きな代替電源費用が発生する可能性があるという記述に変えさせていただきました。

それから、11ページからは総合評価で、ここの表現を、多少バランスをとるように文章を変えました。ちょっと読ませていただきます。当面の政策1のところは、総合評価は、短期的には政策変更による課題はほとんどないということですが、中長期的にはのところですね、原子力規模が維持または拡大される場合、最も有力な選択肢である。一方、次の文章を入れて、将来の原子力発電規模が不透明な場合には、本政策のメリットも不透明となる。また、現状の前提、及び20～30年後の見通しでは経済的に劣る可能性が高い。使用済燃料を有効利

用することが明確であり政策の一貫性があるが、政策の柔軟性は限定されるという評価にさせていただきます。

それから、12ページの併存は短期的には政策変更に伴う課題があるが、全量直接処分の選択肢よりも課題は小さい。また、将来の原子力発電規模が不透明な場合にはと表現を変えさせていただきます。

あとは、国の責任について明確化すべきだというご意見が強かったので、特にこの政策実現のための課題のところ国が責任を持って国民の理解を得ることとかそういう表現を入れさせていただきます。それから、次のところも、六ヶ所再処理工場の能力を超える使用済燃料については、国が決める、直接処分、再処理ですね、あるいは官民の責任分担のあり方を明確にしていく必要がある。それから、その次の中間貯蔵の政策的な位置付けの再定義についても国が説明責任を負うのだということを明確にさせていただきます。

それで、13ページには直接処分に対応する評価として、短期的には原子力依存度をゼロにすることが明確な場合に最も有力な選択肢という評価です。ただし、短期的には政策変更の課題が最も多い。経済性では最も有意になるということ。それから、将来において再処理やFBRが必要になった場合には、新たに開発を再開する必要があるために、時間と費用が最大となることから、政策の柔軟性は限定されると書かせていただきました。

最後に、14ページ、15ページには三つの選択肢を今選ばないという、政策決定をしないという留保の評価のサマリーを14ページ、15ページに入れさせていただきます。これは新しい資料であります。活動継続・留保については、定義とそれから内容、それからメリット・デメリットのサマリーをここに入れさせていただきます。15ページには同じく凍結・留保の定義、それからその内容、それからメリット・デメリットのサマリーをここに入れさせていただきます。総合評価の中に留保の評価は入ったドキュメントとして整理させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。これからのやり方なのですが、できればというか、今日が最後なので、修文をこの場でやりたいと思います。それで、スクリーンに、留保からいきますかね、やはり。第2号の留保の文章を出していただいて、コメントをいただいたものをここで修文しながら仕上げていくと。ものによってはほかのところと行ったり来たりする可能性があります。まずは留保のところからいきたいと思います。留保の文章で修文したほうが良いということがあれば是非コメントをお願いします。いかがでしょう。

○山地委員 すみません、よろしいですか、11時前に出なければいけないので。ただ、修文

してくれと言われるとちょっと困りました。留保という表現に私は問題があると思っています。この政策決定する場合、長期計画と言った時もありますし、大綱と言っている時もありますが、それで未来永劫続けていくということはないわけです。だから、見直しは必ずある。現行政策大綱においても何年ごろまで何々を見極めて何々をいつごろ決定するとそういう文章がありますよね。だから、留保という表現ではなくて、やはりそういう表現にすべきだと私は思います。条件をつけて。

○鈴木座長 どの分野についてはこういう見直しをしなければいけないという、そういう表現にするということ。

○山地委員 そういうこと、はい。その上で言うと、この三つの政策選択肢という中で、私前回欠席でしたけれども、メモを提出したように、全量再処理という政策はいろいろな不確実性がある中で範囲を考えても、やはり合理的な政策とは評価できない。したがって、三つ全てを留保するということには反対です。留保するということは今決めないというのではなくて、私は全量再処理以外の残りの二つの政策の中で、その中でどの条件を見極めていつごろ決定するという具体的なアクションを記述するほうがよろしいと思っています。

その上でもう一つ言うと。これは最後のまとめのところにも書いていますけれども、やはりそういう大きな政策決定ができない理由の一つは、政策変更に伴ういろいろなリスクがあるわけで、特に地元自治体とのいろいろな覚書とか協定があるということなのですけれども、やはりそこを完全に動かさないコンディションとしてしまうと政策変更できないのです。したがって、そこは政策変更を行う責任者はやはり国、具体的に言うと原子力委員会ですから、国が責任を持って説明すると3-2の最後のほうに書いてありましたけれども、そこをあわせてきちんとみずからの文章にも書くということがなければ変更はできないと思います。

○鈴木座長 かなり根本的なご提案なのですが、困りました。まず、三つの選択肢のうち、全量再処理は合理的でないので、留保するにしてもそれは直接処分と併存の話であって、それを留保と呼ぶのではなくて、何をどういう条件で見直すべきかということを書くべきだと、こういうことですね。

いかがでしょうか。松村委員、どうぞ。

○松村委員 まず、山地委員の2点目の点です。私自身の今までの発言が非常に不明確でよくなかったということを大いに反省しております。留保にさんざんこだわったのは、併存と直接処分を今決めるのが難しいから留保すべきと考えていました。全量再処理は現時点で合理的でないと考えます。合理的でないというのは、もちろんこれを支持する人がいることもわかって

いますし、この政策のメリット、デメリットを書くことにも反対しません。しかし少なくとも留保というのを考える時には併存でいくのか全量直接処分にするのかを見極めるというつもりで私自身は言っていました。全量再処理の路線、もしこれが現状の政策だとすれば、これを放棄するという事は含まれているつもりでした。

したがって、文章としては三つの選択肢からという表現をとるか、あるいはさらに明示的に全量再処理というのは前提としていない、全量再処理路線というのはとらないということはコミットするというようなことを一言入れるか、どちらかで文章を修正していただきたい。

しつこいようですが、全量再処理を支持している人がいるということは認識しています。現時点で、全量再処理を選ぶということは要するに六ヶ所で仮に処理しきれないとすれば、第2再処理工場をつくるということコミットするということだと思えます。仮に六ヶ所が十分操業できないということになり稼働率が非常に低かった、その結果想定よりも再処理できなかったということになったら、これもまた別の再処理工場をつくって再処理するということコミットするということです。今の不透明な段階で第2再処理まで必要であればやるということコミットするなどというのは、とても支持しかねます。

○鈴木座長 ほかの委員、いかがですか。山名委員、どうぞ。

○山名委員 留保について今まで議論してきましたが、今のお二人の概念が出てきたのは初めてでちょっとびっくりしているのです。私はあくまで三つの選択肢についての考えを当面情報をはっきりするまで待つという判断できましたし、事務局も多分そう扱っていたと。といいますのは、私自身は併存がいいということは前回申し上げましたが、全量再処理もある使用済燃料というものを管理する方式としては間違いなくオプションとしてあるわけです。フランスがまさにとっていますよね。それを今ここでそのオプションは全くこの判断からなくしてしまう必要はないと思います。ですから、もちろんシナリオ2と3を念頭に留保ということをおっしゃるのはいいけれども、1は外して留保であるということ今ここで決める必要はないと思います。それが一つ。

それから、もっと根本的なことをちょっと申し上げさせていただきたい。今ここで留保する時の判断として六ヶ所工場の稼働状況とプルトニウムの利用計画ということが上がっておりますね。申し上げたいのは、まず六ヶ所工場の稼働状況というのは、これプラントのハードの話なわけです。再処理というオプションあるいはその行為がきちんと動くものであるというのはフランスの例を見れば分かるわけです。きちんとやっているわけですね。今は六ヶ所のガラス溶融炉のメルターというもののハードのトラブルで苦勞しているという段階にあって、これは

再処理という事業の中でのハードの改良、あるいは何年で改良できてフルにもっていけるかというハード上の対策の話であって、再処理という概念の話ではないわけです。ですから、プラント状況というのはむしろその事業者がきちんと直していくということをウォッチするという話であって、待っているという話ではないと私は思っている。

今大事な政策は、もっと大きな方向を今考えているわけです。全部再処理すべきか処分すべきか、あるいは半分については当面研究をしていこうかという大きな政策を決めていくということがまず大事、実際そういった大きな方向性がないと地方とか事業者というのは何も決められないわけです。だから、そういう方向をまず政策が明確にしないと、まさに政策の空白期間の中でみんなどうしようかとおろおろとしてしまう。技術もそこで弱る可能性もあると。地元の信頼も失うというリスクがあるわけです。

ですから、私は政策というものは本来国がまずこっちを目指すのだということを決めて、あとはその中で調整しろをどう見ていくか、あるいは時期的に政策見直しをまたレビューを行ってやるかというアプローチが大事であって、でないはずると政策を決めないまま終わってしまう可能性もある。だから、それがクリアになるクライテリアが何かによるのです。プルトニウム利用計画もある意味では一つの大きなクライテリアです。非常に重要な話ですが、これを決めるものは何かということがむしろ大事なのです。ハード的にはもちろんできるが、むしろ今は社会合意とか国民感情みたいな話ですね。では、国民感情の応えを待つまで政策を決めないかということになるのですが、考え方が逆の考え方もあって、逆に国がこういう方向を定めるから、国民の皆さんに理解をお願いするというアプローチをとっていくのが一つのやり方なわけです。国民感情という一種のものを待っていると、例えば何も決まらないというようなリスクも生じるということですから。

私は基本的に留保というのは必要ないと思っています。ここで政策を今の時点でのベストアベイラブルな政策を決めるべきだと。ただ、政策を決めた後できちんとレビューし、場合によっては政策変更の可能性もあるという柔軟性を持つべきですから、そういう仕組みをきちんとはめることが大事なのです。私はそういう意見です。

○鈴木座長 一応ご意見のサマリーをしますと、今日の出された資料の中で留保取り上げられているけれども、留保はいらないと、外したほうが良いというご意見ですか。それとも、留保のデメリットをもっと強調すべきだというご意見と考えたほうが良いですかね。資料として入れること自体にはご反対。

○山名委員 メリット、デメリットを議論しようということでここでやってきましたから、こ

うして整理していただいた、それは現に記録に残すべき。

○鈴木座長 よろしいですね、資料としてはいいと。

○山名委員 ただ、留保ということをとることが私は政策的には極めて危ないところがあるということは書いていただきたい。

○鈴木座長 分かりました。それはご意見として。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 すみません、前回欠席したのでまだ雰囲気分からないのですが。確認もあるのですが。この資料2、留保の評価案と書いていまして、これは留保について二つの考え方を示してそれぞれのメリット、デメリットを現在政策選択肢を選択する場合との比較ということでもとめられていますよね。それは分かりました。

それで、これについて議論して、その後で政策選択肢の1、2、3の総合評価があって、今日はその次にやることは、留保をやるかやらないか。

○鈴木座長 いや、今あるのは、留保はもう入れるということ。

○田中委員 いや、そうではなくて、今日決めなくてはいけないことは、留保をしないで、留保のこの資料はあっていいのですけれども、留保はしないで選択肢1、2、3のどれがいいかということを決めるのか、あるいは場合によったらそうではなくて選択肢1、2、3で決められないから留保のどれがいいでしょうかということを決めると、そういうことですね。

○鈴木座長 いえ、ごめんなさい、検討小委のミッションはどれがいいかという提言をするのではありませんので、そこまでいかないです。

今の3人の意見を総合しますと、山地委員と松村委員のご意見も、委員としてのご意見としてはあれなのですが、検討小委の報告書として三つの選択肢の総合評価と留保が今ありますと、それを修正するとすればどうしたらいいのかということをご指摘いただきたいのですが。

山名委員は資料としてはこれでいいけれども、留保は危険率が高いと、それから三つの選択肢をどれか選んだ場合でもちゃんとレビューするという仕組みを明記しておくべきだと、こういうご意見でよろしいですか。では、それはどこかで書かせていただくようにします。

山地委員と松村委員は、留保のところ三つの選択肢ではなくてむしろ併存と直接処分の留保のというふうに、そういうご意見だということをごどこかに書いたほうがいいのかということですか。それとも、留保自体やはりやめて、検討小委としては三つのうちのどれかを選ぶというわけではないので、全量再処理を選ばないというご意見があったことは明記できますが、資料と

してはこの三つそろえて書かなければいけないと思っているのですか。

どうぞ。

○山地委員 ちょっと余り考えがまとまってないまま発言しているので申し訳ないのですけれども。資料2の1ページというところを見ると、wait and seeにしてもモラトリアムにしても新政策の決定を一定期間後に行うということですよ。それには反対なのです。だから、一部は今決められないことという内容を特定して、この中でも例えばこの活動継続とか一定の条件下で何々を継続しと書いてある、そういう具体的なことを政策選択肢の中に書けばよくて、それは政策を決定したこと、少なくとも絞り込んだことになるわけです。新政策を決定しない、一定期間後にやるという、これは余りにも私は無責任だと言わざるを得ない。そういうことなのです。

○鈴木座長 分かりました。

田中委員。

○田中委員 私も現在において政策1、2、3の検討をしたほうがいいし、ここに書いている留保を取り上げる理由ということは、検討時間があるとか準備があるとか書いているのですけれども、これは別に留保してやらなくても政策選択肢決める中でそこに柔軟性を持たせていくことによってここに書いているメリットはできるのではないだろうかと思うのです。

○鈴木座長 そうすると、むしろ三つの選択肢を選ぶ中に今のお話は、田中委員、山地委員のご意見も、三つの選択肢を選んだ中に留保で取り上げているような課題、手段を入れておくべきだと、こういうご意見ですか。いかがですか、ちょっと話が。

○田中委員 入れるべきというよりも、入れることができるという意味なのですけれども。

○鈴木座長 できるので、このままでいいということですか、むしろ。留保はなくてもいいということですか。それは、今の資料として置いておくのはいいけれども、ご意見として留保という選択肢を今とるよりは意思決定をして、ここで留保で取り上げている課題について解決していくべきだと、こういうご意見ですよ。

○田中委員 そうですね、この資料このままではないのだけれども、もし可能だったら端のどこかに、これで留保を目的としているところについては現在留保しなくても適切な対応をとることによってできるということがあるといいかなと思います。

○鈴木座長 分かりました。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 私は正直言ってこれだけ長く原子力に携わっている方々がこういう認識を持って

いること自体が甘いのではないかとと思っています。前回の原子力大綱策定会議で電事連の会長が、wait and seeという政策は政策としてとり得ないということを言った。これだけ大きな事故が起こって、あらゆる政策を見直すという局面で想定もできなかったような大きな事故があった時に2年間なり5年間なり立ち止まって、政策全体を見直す選択を政策としてとり得ないというほど柔軟性がない状況だったわけです。少なくとも事業者はそう思っていたわけです。デメリットがあるからとらない方が良いと考えるのではなく、政策として取り得ないと言ったわけです。あの発言は事業者の経営戦略としてとり得ないと言っただけであって、政策のことを言ったのではないなどと妙な言い訳をされると困るので、あの場でもちゃんと発言して釘を差したわけですが、あれは民間企業の事業戦略の話をしていたのではなくて、政策の話をしているという点について誤解の余地のない資料の作り方だったわけです。事業者がとるのがいいか悪いかではなくて、とり得ないと発言するほどに今までフレキシビリティが全くないものであったわけです。これだけの事故があってもなお見直すということが事実上極めて難しい。少し見直そうとすると、こんな膨大なコストがかかる。結局現状維持しかしょうがないという、こういう状況になっていたわけです。この認識が余りにもなさすぎるのではないか。そんなの見直すのは当然のこと。普通のこのシナリオのところでもそういう柔軟性なんていうのは十分取り込めるということではなくて、はっきり留保と書かないと本当に柔軟な対応というのはできるのだろうか、という強い危機意識があって出てきているのだということを是非認識していただきたい。今まで、見直しが全くできないほど柔軟性を欠いた施策が営々と築かれてしまったのは、留保という選択肢を設けなくとも1-3に取り込めるなどという現実に対して目をつぶった楽観的な人たちが政策を決めてきたせいなのではないかとさえ思います。

○鈴木座長 ありがとうございます。

伴委員。

○伴委員 留保を1つの選択肢として入れるべきだとずっと考えてきたのですが、これはやはり福島事故の後、ここにも書いてあるように不確実性の非常に高い状況になってきている中で、国民的議論に供する選択肢の1つの亜流みたいに位置付けられていますけれども、それでもそういうものとして提案し、これはいわば継続審議みたいなものですね。留保の期間中何もしないわけではなくて、僕の場合ですと新たな組織を作って、ここに書いてあるようないろいろなことを継続して、総合的にもう一遍見ていこうという話になっているわけですから、それは1つのまとめの中に入れていって良いのではないかと思います。

その時の書き方で、全量再処理については、これは基本的に見直しの対象で、ここでの議論

について言うと、ここに戻ることはほぼないという結論にはなっていると思いますが、しかしそれを外して留保を書いていくのもなかなか難しい。ちょっとイメージがつかないので、主張される方はもう少し明瞭な文章的にも含めて説明していただければ、もうちょっと考えられるかなと思っています。

それで、今の議論とは離れての留保ですが、この2つの留保の違いというのは、活動を継続していろいろ議論をしていく場合に、ちょうど2004年の時がそうであったようにだんだん戻るのが難しくなっていくわけです。それがこの留保のところにはそう書いてくださっているのですが、括弧書きで。まとめのところでそのことが反映されていないように思うので、どこかに活動留保の時に引き返せなくなる恐れが高くなるとか、そう書いていただくか、モラトリアムのところにメリットとして括弧書きのところまで生かして書いていただきたいと思っています。

○鈴木座長 具体的には資料2号の6ページのメリットの表現を15ページですね。こちらの3-2の方の15ページのところに入れてほしいと。

○伴委員 そうか、14ページのデメリットに書くか。どちらかに。

○鈴木座長 15ページのメリットのところは、括弧付きも入れるということですね。

○伴委員 そのように書いていただければ。

○鈴木座長 はい、分かりました。

○伴委員 もう1つ、やや修正案みたいな話になってしまって申し訳ないのですが、かなり根本的な話なのに少しずらしてしまって申し訳ないのですが、この2号の6ページのところでモラトリアムのために追加費用が発生する。こう書いてあって、その発生費用についていろいろと資料が出ているのですが、その費用の中には人材とか基本的に次のポツで書いてあります「人材・技術が維持できない可能性がある」という、これは維持するための費用として発生するというふうに書いてあるわけですから、このところは収まりが悪くてどちらか、僕はモラトリアムのために追加費用が発生するというだけで良いと思っているんですね。

○鈴木座長 なるほど。停止していても人材・技術が維持できるために費用を。

○伴委員 できるための追加費用となっているわけですから。

○鈴木座長 ということでよろしいですか。

どうぞ。

○田中常務 費用の話と、それから留保の考え方で事実関係を確認させていただきたいのですが、まず費用です。最後の11ページに書いてあります。この表題が六ヶ所工場の稼働が遅れ

た場合の影響ということで、約1年当たり1,100億円というところをベースに計算が全てなされると思うのですが、これは以前、この会議に呼んでいただいた時にお答えした、竣工が1年遅れた場合に40年間のお尻が1年間延びることによる分が1,100億円だということを申し上げた数字に基づいていると思います。それは、留保した時の金額ではありません。留保した場合には、留保というのは政策を決めることを留保するという意味だと思います。要するに再処理工場を操業するかどうか分からないということの意味しますので、全く違ったインパクトを生じます。そのことは活動停止留保であろうと凍結留保であろうと同じであって、その場合の金額というのはここに書かれたような額ではありません。それを1つご理解いただきたいと思います。

それから、留保そのものが成立しないことは、要するに国の核燃料サイクル政策を決めないということは、例えば一番代表的なのは地方で再処理を回した時に出てくるプルトニウムを消費するプルサーマル計画が進捗するかということを見ようということだと思います。それを、国策を決めずに地方の態度を見ようというのは多分全然うまくいかないだろうという意味で成立しない案ではないかなと思っております。その2点でございます。

お金の方の計算は、やっかいな計算ですから数値を変えていただく必要はないですが、11ページの書き方としては凍結留保だけではなくて活動停止も同じことになりますので、留保による追加コストとでも書いていただければ結構かと思います。

○鈴木座長 活動留保の場合には事業者の計画に則って、そのまま運転を操業するという提案に今なっていますが、それでも同じように……。

○田中常務 例えば5年でも2年でもいいのですが、5年後に再処理工場を動かさない可能性というのがあるわけです。やめたということになる。それはそういう国策を決めていないと、今はいいけれどもやるかどうか分からないという言い方の下で積立金制度が動くかとか、あるいは金融機関がゴーイングコンサーンとしての原燃に疑義を生じるのではないかと、全く別の話がどんどん発生してきてしまうということです。それは留保と言った瞬間に起きる。

○鈴木座長 山地委員。

○山地委員 先ほどは準備不足で自分の意見をいきなり言ってしまったのですが、委員として少し建設的に言うと、今ご提案の案は、3つの政策選択肢に加えて、wait and seeと言うにしろモラトリアムと言うにしろ、留保というもう1つの選択肢と提起されていると理解しています。そして、それに私はすごく反対しています。

政策を決定した後でも、wait and seeということは必ず起こっているわけです。

だから、政策選択肢の中で、今回の資料2の1ページ目の中にもwait and seeでも一定の条件下で何々を継続しとか、モラトリアムでも一部は中断だから、一部は行うわけです。アクティビティはあるわけだから、政策選択肢の中で何を行い、何はいつごろまでに決定するという、そういうことを書いていけば実質的に留保と同じことが政策選択肢の中に盛り込めるのではないか。私は3つの選択肢と並行して留保という選択肢を置くことは、留保という言葉は皆さん関心が高いのでそれを置くと破滅的になると懸念します。今、田中さんが言われたように、その恐れは十分にあると思っていますので、通常は余り言わないですけども、これには絶対反対です。

○鈴木座長 分かりました。

○小田部長 先ほど電事連会長の大綱でのご発言の趣旨がございました。会長の発言の趣旨は現在の時点で留保というのは3つの選択肢のどれも決めないというところに立脚した上で、それは成立し得ないというところに軸足がありましたものですから。今議論を聞いていますと、この3つの選択肢のどこを選ぶかといういろいろな留保の考え方が出てきたと思うのですが、新大綱策定会議でのご説明の趣旨は、とらえ方としては現時点で大きく言うと3つの選択肢の中からどれも決めないという、いわゆるそういう留保という視点の下でそういったことはあり得ないという発言をさせていただいたと事業者は考えています。

その中でいろいろなオプションが出てきておりますが、山地先生が言われたように3つの選択肢と、それに加えて1つとして留保という考え方があるのですという整理だと思っておりますので、そういった観点でご議論いただければいいのではないかと思います。誤解があっては申し訳ないのですが、要は現時点で政策を決めないということはある得ないのではないかとというのが一番大きな趣旨であったとお考えいただければいいかと思います。

○鈴木座長 一方伴委員は、全量再処理は落とすとおっしゃっていますが、直接処分と併存のどちらかを選ぶことを留保する選択肢を作るべきだというご意見は今でも変わらない、そういうことですか。今の山地委員のご意見、山名委員のご意見もちょっと似ていると思いますが、3つの選択肢のうちのどれかを選ぶけれども、それに条件付きのこういうレビューをちゃんとすべきだ、個別のプロジェクトについてはこういうレビューをすべきだという条件付きの政策選択にすべきだというのが多分山地委員と山名委員のご意見だと思うのですが、それでは趣旨が違うということでしょうかというのを。

田中委員。

○田中委員 なかなかどう言ってもいいか分からないのですが、私の個人的な見方とすれば、や

はり留保は良くないのではないかと思います。今選択肢をどれか決める、政策を決めるべきですから。ここで留保の目的とか何かありましたね。どういうメリットがあるか。そういうことはこの選択政策の中で先ほど山地委員もおっしゃっていましたが、そこで十分に対応できるのではないだろうかと思うのです。

前の時には皆さんに政策1、2、3のどれがいいかという発言を求めたみたいですが、いろいろ考えたのですが、全量再処理に近いところでの政策2というのがそれなりに柔軟性もとれるし、いいと思うのですが、その中で今この留保の目的として求めているところのかなりのところはそこでできるのではないかと思います。それを今言ったようにどういう条件をどうするかという、それは具体的なものだからないにしても十分できると思っています。

○鈴木座長 なるほど。

伴委員。

○伴委員 この留保について、その内容をシナリオ1、2、3の中にどういうふうに散らしていくのか、僕はイメージがつかないので、もう少しそういうのがはっきりしてくれば、またちょっと変わるかもしれませんが、これまでは1、2、3というシナリオの3つの選択肢があって、そして先ほど電事連の方が説明されたように、ある考え方として留保というのがあります。こういう位置付けできているわけですね。

○鈴木座長 はい。

○伴委員 その位置付けのものが選択肢なのかどうなのか、ここが見えない。私は基本的にその位置付けの枠内で考えてきています。

○鈴木座長 はい、我々の議論はそういうことです。

まず、検討小委の報告としては最終的に合意ができないものについては意見を併記するということになると思いますが、3つの選択肢の総合評価、これは今のところよろしいですか。それとも留保の議論をした上で、山地委員、山名委員のようなご提案を総合評価の中にも選択肢の中にも入れ込むということであればかなり文章を変えなければいけないのですが、今の3つの選択肢の総合評価は、資料として今報告書としてできているものについてむしろご議論をいただきたいのです。ご意見はご意見として非常によく分かったのですが、この資料3-2、3-1、特に3-2ですね。3-2の文章を見ていただいて、まず逆にこれの中に今のような留保を落として入れ込むということを考えるべきなのか。今までのご意見はこの報告のやり方は3つの選択肢の総合評価と留保の評価をやって、今のご意見を聞いていると留保という考え方のデメリットは大き過ぎるというご意見をまとめることで検討小委の報告として出す。ただし、

留保に書かれている様々な課題といたしますか、政策を選択した場合のむしろ留意事項として、こういう点についてはレビューを必ずしていく。あるいは国がちゃんと責任を持って説明するという、そういう3つの選択肢のうちのどれかを選んだ場合の留意条件のようなものとして付け加えるということではいかがでしょうか。

分かりましたでしょうか。私が懸念しているのは、今の段階でこの検討小委の報告書を大きく変えるのは時間的に難しいので。今の留保の資料について、このままでいきますと、今のご意見を伺っているとこの留保の定義でもしやった場合にはデメリットが大きすぎるというご意見を必ず明記する。もうちょっと山名委員や山地委員のご意見を。

この留保という選択肢をとることに反対だというご意見が強いということで、この留保を2つ、どれをとっても、どちらをとってもデメリットが非常に大きいということをもっと強調する。

一方、留保に書かれている六ヶ所再処理工場の問題やプルサーマルの見通しということについては、これは重要な課題であるのは当然なので、3つの政策選択肢どれを選ぶにせよ、そういう政策選択肢の実行に際してこういう重要な事項についてのレビューはきちんとしなさい、そういう柔軟性は持ちなさいという留意事項を付ける。ということで、松村委員、それでは駄目ですか。

○松村委員 具体的な修文で大きすぎるというのは何ですか。大きすぎるというのは要するにこんなものは取るべきではないと言っているわけですよ。そんな情緒的な表現など入れなくても、デメリットの記述で相当具体的に書いてあるではないですか。

○鈴木座長 分かりました。

○松村委員 具体的なデメリットで欠けている部分があるから書き加えるべきだ、なら分かるのですが、それなら指摘してください。私はもうすでにちゃんと書かれていると思います。

○鈴木座長 私としては考えて書いたつもりでいるのですが。

○松村委員 具体的にこのデメリットが書いていないで書き込めというのならいいのですが、デメリットが大き過ぎる、では承伏しかねます。

○鈴木座長 その辺はいかがですか。

山名委員。

○山名委員 デメリットとして書かれているというのはその通りですが、先ほどから言っていますように留保という態度を今取ることがどういう大きな立場で問題があるかということをお僕は懸念しているわけです。ですから、その意見は明記していただきたい。

○鈴木座長 分かりました。

○山名委員 明確に分かるところに明記していただきたい。なぜこういうことを言うかというのと、先ほど松村委員があの福島事故を受けて、そそくさと決めるのは何事かということをおっしゃっているのですが、そうではなくて、あの福島事故を受けて、原子力というのは反省しなければいけないわけです。猛反省して、全部組立てなければいけない。本来、原子力安全とか原子力安全基準とか国民感情とかいろいろな面で本当はもっと前から反省活動が進んでいるべきですが、なぜか政府の行動か何か知りませんが、それは遅れがちになっているのは間違いないですよ。再稼働問題なんかは典型的な例ですよ。

その事態に至って原子力というものをどう考えていこうかというのが、今、基本問題で考えられ、そして燃料サイクルについては我々が考えているわけです。その時に福島事故が起こったから、ではある種反省して、しばらくじっくり考えようかという態度をとることが、この国のエネルギー事情に対して問題があるかないかという問題です。それを逆に放置するということは、今の再稼働問題もそれに非常に近く私は感じるのだけれども、結局、何も決めないことによってどんどん大きなリスクが増えていくとか、あるいはどんどん地方の不信が増えていくとか、そういう大きな問題になりつつあるわけです。ですから核燃料サイクルについては、原子力が減原子力にいくというのははっきりしていて、規模がいろいろある。だけど、それぞれに応じてこういう方法をとっていくことで国はしっかりしていけるというのを安易に遅らすのではなくて早く示す段階にある。それが福島のフォローでもあると私は思っているわけです。ですから、そういう意味で留保というのは、こうやって検討したのはいいのだけれども、政策としてはなるべく早く国の方針を決めるべきだというのは私の意見ですから、明記してください。

○鈴木座長 はい、分かりました。ただ、資料第2号の活動継続・留保、及び凍結・留保のデメリットの表現で書かれていることについて不足しているものとか表現を直した方がいいという、具体的なお提言をいただければ、それは直しますが、これはこのままでいいということであれば、今のは、山名委員のご意見として報告書の中に書き込むということで、この資料自体はこれでよろしいですかという確認をさせていただきたいのですが。

○山名委員 修正をお願いをしたいところがあります。

○鈴木座長 それを待っていました。

○山名委員 6ページの「凍結・留保」の場合の得失というページのメリットのところですが、まず指摘したいのは2つ目のポツで、再処理活動やJ-MOXの建設を中断することによって

客観的な検証が可能になると書いてあります。私には意味が分からない。客観的な検証が可能になるとというのは、J-MOXの話はさっき言ったようにプルトニウムバランスに沿ったプラントの建設時期の話であって、何年間止めたからJ-MOXを検証できるということでもないと思うし、再処理活動が止まっているということは逆により検証が難しくなるような気がいたします。ここに書いてあるのは政策変更がある場合により一層困難になると書いてあるけれども、六ヶ所再処理工場というのはもう動いているわけです。建設前ではなくてアクティブ試験中ですが、あれはもう450トン処理していますし、実際動いているので、あれを更に試験を継続して動かしていったから考えるか、今止めておくかなんてというのは対して差がなくて、要は動いているので、動いているものとして判断すればいいと私は思いますし、J-MOXの話はプルトニウムバランスと整合させて調整する話だと思うから、これは余りメリットに見えないのです。

それから、プルトニウムの在庫量が増えないと書いてありますが、プルトニウムの在庫量が増えないのはメリットかどうかという問題があって、今は使用済燃料というものをきちんと処理して流していくことで原子力全体の安定を図ろうという意味で今まで選択肢1、2、3の議論をしてきているわけです。そういう意味ではそのプルトニウムの在庫量が増えることが単に悪だという話ではないのです。それはある活動のあるバッファの調整範囲の中で調整していく話であって、増えないからメリットだと言ってしまえば利用目的があってもデメリットになってしまうという気がしますので、表現がおかしいような気がします。

○鈴木座長 どうでしょうか。伴委員、いかがでしょうか。

○伴委員 これは他のところの修文でお願いしていることとも関連してくると思いますが、余剰プルトニウムを持たないというのは大前提なわけですから、凍結によってプルトニウム在庫量が増えないというのは大きなメリットなわけです。

もう1つは、プルサーマルの合意とか、この福島事故の後で失われているわけですから、そういったことを考えると増えないというのは非常に大きなメリットと僕は考えています。

さっきおっしゃった客観的な検証、これは何を検証するかということですが、そこには手前のところに書いてありますように事業の継続性等について十分な検証を行うとか、そういったようなこと。あるいは海外プルトニウムその他について処分の方策等々について、プルサーマルがいいのか、その他のことがいいのかというのがありますが、そういったことを客観的に検証していきましようということなので、文章は1つに繋がっているのですが、中身はそういうことだと思います。

そして、ここでの小委員会では事業については評価しないということになっていますが、やはりそれについての評価というのは必要だろうということで、そういう意味で客観的な評価、検証は可能と理解していますし、そう主張したいと思っています。

○鈴木座長 いかがですか。これで納得していただけましたか。

ここで議論をしてしまいますと終わらないので、山名委員のご意見は多分今までの評価のところでもご意見をおっしゃっていることだと思いますので、そちらの評価の方で多分反映されていると思うので。このメリットは凍結留保を提案されている方がメリットとして書かれていることを一応サマリーとしてきたので、分からないというのではあればちょっとあれですが、反対のご意見を言っても困るので、この文章で趣旨が分からないということであれば修正いたしますが、この意見に反対だと言われても、それはデメリットの方にいっぱい書いてあることの裏返しです。議論していく時間はないので、例えば客観的な検証というのは今の伴委員のご説明ですと、要するに活動の検証を始めてしまうと検証にバイアスがかかる、こういう趣旨ですか。

○伴委員 同じような。

○鈴木座長 そういうことですか。それは今の段階で止めた方が、検証がより客観的になるというメリットがあるという意味ですね。それをもうちょっと分かりやすく書いた方がいいですかね。むしろ後の方の活動を継続してしまうと検証が不可能になるという、客観的な検証が難しくなるのでという、こういうことですかね。どうしますか、この文章は。

私としては後に括弧付けが書いてあるので分かると思うのですが。

○伴委員 ですから2号は別に言っていません。

○鈴木座長 山地委員。

○山地委員 この文章は分かりにくいですね。客観的という意味がどういう意味か。括弧の中はもっと分からないですね。活動を継続しての判断保留は政策変更がある場合というのはやめてしまう場合というつもりなのですよ、きっとこれは。

○鈴木座長 そうですね。

○山地委員 そういうことでしょうか。いったんやっちゃっていると、それをやめさせるのは大変だけど、止まっていればそのまま止められる、そういう単純なことを言っているみたいですね。

○鈴木座長 そういうことです。

○山地委員 それは止めたい人の意見ですよ、どちらかという。だから、それはメリット

ですかね。止めやすくなるということなら分からなくもないんですが、これが客観的検証といえるとは思いません。

もうちょっと細かいことを言うと、その次の準備期間が得られるというのは、wait and seeにも書いてありますが、括弧の中がちょっと違うのです。国民的議論の場合の設定等というのが、モラトリアムはあるけれどもwait and seeはないとか、細かいことを言い出すときりがないのですが、少なくとも今のところ、客観的な検証のところは何か客観的と違うことを書いてあるように思います。

○鈴木座長 ここは誤解を招く可能性がありますね。どうしますか。

止めることによるメリットとしては、将来の判断をする時の条件が変わってしまう。それが活動継続の方に有利になってしまう、こういうことですかね。そういう意味ですかね。逆に止めた場合には活動凍結の方に有利になってしまうという可能性もあるわけですけど。そこが難しいですけどね。

○山名委員 この間言ったように止めるということはプラントを殺すということにほとんど近いわけですね。動いているプラント。再処理の方ね。J-MOXはさっき言ったようにプルトニウム理由計画との整合性の話なので。

○鈴木座長 はい、分かりました。

○山名委員 再処理の場合はもう動いているし。逆に止めることによってある判断を固定化してしまっているんです。

○鈴木座長 建設してしましますと、逆にそれは……。

○山名委員 それはJ-MOXの話でしょう。

○鈴木座長 J-MOXの建設を、動いてしましますと、それは逆に六ヶ所再処理工場の延長を助ける要因になる、そういうことですかね、伴委員。

○伴委員 はい。修文を考えているんですが。

ですから、客観的な検証というのは多分やることの内容ですね。

○鈴木座長 そうですね。

○伴委員 ですから、モラトリアムをしていることのメリットというのはむしろこの資料2で言うと、要するにどんどん進めていけば引き返すのが困難になるのではないですか。それが中断していれば、その後動かす、やめるということの判断がやりやすくなっていくのではないかということだと思ふのです。それで、それを表現するような内容にしたいと思いますが、良い文章を今考え中です。

○鈴木座長 では、ここの2番目の文章については後で伴委員からご提案いただいて、もう一度時間があれば最後に検証しましょう。

○山地委員 おかしいんですね。モラトリアムとかwait and seeとか留保というのはより良い決定を選ぶわけでしょう。

○鈴木座長 そうですね。

○山地委員 今のは、どちらがより良いかを予め考えておいて、そっちに行きやすい方になるということに聞こえてしまいますね、どうしても。それは避けた方がいいですよ。留保の本来のあり方からして。

○鈴木座長 それは凍結・留保のデメリットですね、逆に言うと。そちらの方にバイアスがかかってしまう可能性があるということですね。分かりました。

他にありますか。

3-2に行きましょう。こちらの方が大事なので。3-2の総合評価の方の文章を1ページ目から少しずつ見ていっていただきたいのですが。

どうぞ。

○松村委員 1ページ目から見ていくのもいいのですが、先ほど言いかけられたことですね。何人かの委員は、そもそも14ページ、15ページの部分は取ってしまえということをおっしゃったわけです。もともとの経緯からするとwait and seeもこの3つと並べて4つあるいは5つということを最初主張していたのを諦めて、こういうふう到最后に、それまで13ページも使って3つのことをさんざん議論して、最後に1ページずつという、こういう形でとりあえずいいと妥協したつもりだったのですが、このささやかな扱いにもまだ反対する人がいるようです。wait and seeをなんとしてでも葬り去ろうという執念を感じます。

3つと並べるのを諦めて最後に付けるというこの形でもなおだめで、この14、15は付けるべきではないという意見を採用するか否かを定めることなしに、それよりも前のページの修文を議論するのは難しい。もし取ってしまうとすれば、前のところはこのままでは駄目だという部分が多くあるので、まずそこをはっきりさせてください。

○鈴木座長 そうしましょう。14、15ページを付けることはいかがでしょうか。一応留保の評価をやりましたということで付けさせていただきましたが、留保について反対のご意見が多かったのですが。

○山地委員 説明が要りますよね。だらだらと来ていて、いきなり活動継続、留保ということ

が入ってくるのですね。ワンクッションおく必要があるのではないですか。そこの説明があれば議論が行われたことは事実ですし、メリット、デメリットも書いてあるので、外せとまで言ったつもりはないので。

○鈴木座長 分かりました。資料2の1ページ目、2ページ目を……。

○山地委員 私はどちらかというと3-2の方を見ているのですが。

○鈴木座長 ごめんなさい、3-2の方の14ページの前に資料2の留保を取り上げる理由と定義を入れる。

○山地委員 そこで私は、山名委員とも近いのかもしれないけれども、この3つの政策選択肢と並列して留保という選択肢を入れるのではなくて、3つの選択肢の中に留保期間に何々をアクションして、いつまでに何を決めるということを具体的に本当はやるわけです。ある程度書いてあるじゃないですか、留保期間のアクションについて。それを3つの選択肢の中に具体的な行動とか条件付きの政策とか、そういう書き込みをした方がいいというのが私の意見です。

○鈴木座長 ご意見、よく分かりました。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 山地委員はこの前に説明が付けば14、15ページは付いてもよいという意見ですね。

○鈴木座長 ただ、今の山地委員のご意見の中で問題なのは、3つの選択肢が決定するということはまだ残っているんです、留保の説明は。それはよろしいですね。

○山地委員 だから、それには私は反対です。

○鈴木座長 そうすると総合評価をやった上で14ページの前に核燃料サイクル政策について留保を取り上げる理由として、「核燃料サイクル政策の基本政策を3つの選択肢から」を取る。資料第2号の2ページです。「核燃料サイクルの基本政策を3つの選択肢から」というのを取って、「基本政策を決定する上で以下の因子は極めて重要である」でいかがでしょうか。

○山地委員 もう出ますので言いますけれども、第1段のポツよりも第2段の「そこで核燃料サイクル政策の決定を留保し」とあります。ここが一番ひっかかるところです。

○鈴木座長 基本政策の決定をする場合には、上記の因子がある程度見通しを得られる時期まで……。

○山地委員 何をすべきかという具体的なアクションとか条件とか、ここの表現は、本当はもっと考えなければいけないのですが、今は……。

○鈴木座長 「基本政策の決定をする場合には上記の因子がある程度見通しを得られる時期ま

で特定のある意思決定について留保する方策が」と、そういう感じにする。松村委員、それによろしいですか。

○松村委員 はい、最初に座長がおっしゃったとおり、この「3つの選択肢」は取った方がいいとは思いますが。

○鈴木座長 基本施策を決定する上では、こういう不確実性があるので、ある意思決定については留保すべきだという表現に変える。それを資料3-2の14ページの前に入れて、それで留保のプラスマイナスを書く。そういうことでよろしいですか。

委員長。

○近藤委員長 その文章を私の感じでは、資料3-2の2ページに入れるのかなと思うのですが。

○鈴木座長 分かりました。

○近藤委員長 今の説明を、当面の政策として留保という案を並べるというのが基本で、松村委員に申し訳ない。付録みたいに付けるのは、私の理解ではこの場の議論では少なくとも1つの選択肢として議論してきたと思いますので、当面の政策としてここに4つ目の案として書くのがリーズナブルではないかと思います。

○鈴木座長 そうすると当面の政策の進め方の中に3つの選択肢、当面の選択肢3の次に当面の政策4を入れるということですか。そうすると当面の政策の4の評価を全部やらなければいけないのがちょっと。それが私としては違うのではないかということでご理解いただいたのですが。ただ、ここに今の資料第2号の上記の3つの選択肢の意思決定をする際については、こういう不確実性があるという説明をここにしてしまうという手もありますね。ただ、その3つの選択肢と並べて書いてしまうと、その評価が最後にしか出てこないの、原子力比率ごとにはやっていませんので、それはちょっと難しいかな。ただ、ここにその説明が出てきた方がいいか、全部の総合評価を終えた後の3つの選択肢の評価を終えたけれども、この選択をする場合には次のような不確実性について考慮しなさい。それについてはある部分については決定を留保することもあり得るとい、そういうふうな位置付けでいかがでしょうかというのが私の提案です。

伴委員、それによろしいですか。田中委員はそれによろしいですか。

○田中委員 議論の今までの経緯等を言うと、今、近藤委員長がおっしゃったように、2ページの次にあってもいいのかなと思いますけどね。それで、どこかの時点でこの3つの選択肢を決めるところを留保するのはどうかという議論もあったことはあったわけですけどね。挙げて

において、どこかの時点でそれが相応しいかどうか。あるいは、もし留保でないとしたら今の選択肢の中で留保の中の要件として挙げているところをどういう段階で、どういう観点で検証するかというのがありますね。委員長がおっしゃったように留保のところを挙げているところを選択肢の中のどこに入れていくのかということだけになると、ちょっと違うのかなと思うのですが、今までの議論から言うと。

○鈴木座長 資料3-2の2ページのところに、当面の政策の進め方というところに当面の政策として留保を入れると、多分、山地委員も山名委員も反対ですよ。だから、3つはあくまでも3つで総合評価しました。ただし、3つの政策選択肢の中からどれを選ぶにせよ、不確実性が高いことについて留意しなさいという意味で留保の説明を入れて、その場合に今は六ヶ所再処理工場のプロジェクトが対象になっているので、それについて活動継続か、凍結かということで、そのデメリット、メリットを後に付けるという、そういうことでいかがでしょうか。

○田中委員 留保についてそういうふうな考え方が皆さんの考えだとすれば、今の考えでいいと思います。

○鈴木座長 そうですか。伴委員はいかがですか。大丈夫ですか。松村委員。山名委員。

○山名委員 14ページの前に少し増えして、そこに留保という提案があったと。いろいろ得失も考えてみたらこうだったということを書けば、それで済むと思います。

○鈴木座長 分かりました。では、そういう位置付けに変えさせていただきます。

○近藤委員長 いいんですが、私はこういう資料をパワーポイントで作っていくということは、ある種の見える化という意味ではいいのだけれども、全体の論理が見えにくいまま、これで行きますと最後に新しいものが出てくるというものの作り方は、私はとてもこのサスペンスに耐えられない人間なので、何か頭出しした方がいいのではないかとという意味で提案したのですが、それは虎の尻尾を踏むような提案であったということで反省はしますが。ですけど、説明する時に我々が今度説明責任を負うわけですよ。その時に人に説明する時には絶えず全体像を頭に伝えていくというアプローチはとても大事だと思いますので、何か工夫をお願いしたらという感じです。今の座長のさばきで私は異議ありませんけれども、感想だけ。

○鈴木座長 了解です。私もそこはこれだけが回った時に説明が不足しているような印象を与えることが可能性としてありますので、それについては検討させていただきたいと思いますが、多分今のご意見……。どうぞ。

○山名委員 そういう意味では2ページの、私は同格ではないと思っているんです、留保が。

1、2、3はこうやってカラフルにタイトルを付けて、それと同じような紫の色を付けてそれを書くのではなくて、その1行ぐらい開けたところになお上記1、2、3について留保するという提案も審議されたという注釈を入れて、それでさっきの14ページの追加の説明を入れるということではいかがですか。

○鈴木座長 分かりました。そうすれば驚かないということですね、読者としては驚かないということですね。では、そうさせていただきます。

それでは、残りの時間を使って伴委員からかなり細かいコメントをいただいているので、反映できるものは反映しているのですが、ほかの委員の先生方からも、もしこの文章はこう直した方がいいというご提案があれば、今日是非お願いしたいと思っておりますので、資料3-2の……。

すみません、確認ですが、留保というのは今3つの政策選択肢の決定を留保するというのもう取れました。ただし、山地委員と松村委員、伴委員は留保のところの選択は、併存か直接処分かの選択を留保するのだということを明確にすべきだとおっしゃったのですが、今そこは明記されていませんが、多分山名委員と田中委員はそうではないというご意見なので、ここは意見が分かれているということで、ここは両論併記ということではよろしいですか。要するに留保には3つの選択肢を残しておくというものと今の段階で……。どうぞ。

○伴委員 僕はその主張はしておりません。

○鈴木座長 そうですか、ごめんなさい。

○伴委員 というのは選択肢として選んでいく中で1はもう外しますという結論というものは出せないのではないですか。

○鈴木座長 おっしゃるとおりですね。小委員会としては出せない。

○伴委員 だから僕は、それは言っていないんです。

○鈴木座長 分かりました。山地委員、松村委員からご意見として現時点で全量再処理路線を選ぶことは合理的ではないというご意見があったということを明記させていただくということではよろしいですか。

留保の記述のところには、そこは明記しないで、3つの選択肢から選ぶということも書かないということではよろしいですか。

それでは、3-2を見ていただいて、伴委員、申し訳ありませんが、かなり細かいご提案をいただいているので、伴委員の方から幾つか具体的なご指摘をいただいて、それを修正した方がいいということであれば修正しますし、反対の意見があればそこで止めるということではいかがですか。

山名委員、どうぞ。

○山名委員 細かいことから申し上げますと、1ページの「有力な」を削られたわけですね。私は「有力な」と思っているのです、残してください。これは世界的に共通な認識でありますし。

○鈴木座長 ここは政策の定義なので、評価ではありませんので、伴委員からのご提案は政策の評価は別のところでやっているので、定義のところに評価のような文章が入るのはおかしい、こういうご意見ですよ。ということです。

○山名委員 有力というのがある判断だということをおっしゃっているんですか。

○鈴木座長 はい、そうですね。

○山名委員 ただ、有力な選択肢であるというのは国際的共通認識事項だと私は思っていたんです。

○鈴木座長 それは反対の意見があるということなので。

○山名委員 伴委員はそう思っていないかもしれないけれども。

○鈴木座長 ここはできるだけ中立的に定義したいということで、あとで十分に……。

○山名委員 あとで「有力な」の判断はどこかに出てきますか。

○鈴木座長 出てきます。全量再処理のところできっちり書かせていただいております。

○伴委員 今日の説明の中で総合評価のところの日米の原子力協力協定の19ページのところがありますね。

○鈴木座長 資料3-1ですね。

○伴委員 3-1です。

○鈴木座長 はい。

○伴委員 ここで例えば包括同意の見直しを求められる可能性があるということ、あるいは再処理中止が協定に反映されるよう米国から求められる可能性がある、こう書いてあります。それはそうかも。ところが、今日のところにあります原子力比率Ⅲの資料で、1-3の資料で12ページに行きますと、再処理を中止するために日米協定にその内容を反映することが必要という断定した書き方になっているのです。ここは整合性がないとされていて、可能性があるという、要するに1-3の12ページだとこちらから率先的に反映させますよと言っている。3-1の19ページは相手側から求められる。全く違うことになっているんですね。

○鈴木座長 確かにそうですね。

○伴委員 ですから、僕は3-1の方に倣った書き方に。

○鈴木座長 3-1の方が正確な表現だろうと。

○伴委員 だと思えますが。

○鈴木座長 分かりました。1－3の方の表現を直すということで。

○伴委員 多分これは連動して他にもあるのでは。

○鈴木座長 どうですか。事務局から説明してください。

○中村参事官 1－3を書かせていただいた事務局から1－3の趣旨をご説明させていただきたいと思えます。1－3の12ページのシナリオ3のところでは「反映することが必要」と書いてあります。これは、現在の日米原子力協定では再処理がなされることになっていますが、政策としてやめたのであれば、その政策の意図を協定に反映させることが必要だろうと思って書いたものです。

○鈴木座長 そうすると総合評価の19ページの表現を直した方がいいと。いかがですか。

12ページの方が中立的には書かれていますね。「反映することが必要だ」と。どっちかがどっちということはない。19ページは「アメリカから求められる可能性がある」と書いてあるだけですから。

シナリオ3について、資料3-1の19ページの表現はむしろ「日米協定にその内容を反映することが必要」の方が多分正確だろうと思えます。それでよろしいですか。では、そのように。

○伴委員 これは協定をどう見るのかによりますが、全体の中で協定があって、それをやる・やらないというのは、それはその国の政府の判断でなっているわけで、やらないのだったら求められるということの方が何となく私はリアリティがあると思うんです。

さほどこだわってはいませんが。

○鈴木座長 こちら側からも言うことはできるので、日本政府から、もちろん。

○伴委員 ですから積極的に言うのですかと。協定というのはそういうものなのでしょうかと僕はちょっと疑問があって。

○鈴木座長 19ページの上のところ新しく書かせていただいているところとは多分そういう意味ですよ。両方から……。内容が変わった場合には両方から提案できるということですね。当然のこと。

よろしいですか。今日、ここに外務省の方がいらしていないので正確なことはあれですが、確認します。私も12ページの表現の方が中立的だと思いますので、そちらの方がいいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

山名委員。

○山名委員 資料3-2の12ページ、これは併存の場合の課題が、政策実現のための課題とあって、その下に扱いが不明瞭な云々とある。ここは極めて重要なところでありまして、今の記載は、中身は理解できますが、多少記載として分かりにくい。といたしますのは、併存になると残り分を貯蔵すると。それを政府の政策決定を待って第二再処理に持っていくか直接処分をするかを決めていくことになるので、むつの使用済燃料貯蔵センターのようにリサイクルセンターのように再処理を前提としているところは、国の政策決定を待つという立場に立たざるを得ない。これは非常に大きな問題なので、ここはもう少し国の政策が近いうちに必ずきちんとして出ると。いつごろかは分からないけれども出るということをもう少し分かるように書くべきです。

例えば2つ目のポツには、六ヶ所再処理工場の能力を超える使用済燃料についての再処理処分の選択に関わる国による意思決定云々とありますね。この文章をむしろ一番上のところに持ってきて、能力を超える分の再処理直接処分の扱いについては、国が責任を持って今後意思決定をするということにより地方自治体の理解を得るというような、そういうことをもう少し分かりやすく書くべきだと思います。

当然、責任分担のあり方は大事だから2ポツ目にも同様のことを書いておくというように、はっきり書けないでしょうか。

○鈴木座長 2番目の文章を上を持っていく……。

○山名委員 2番目の文章の頭の部分を1ポツ目のところに持ってきて、その分について国が責任を持って理解を得ると。

○鈴木座長 「六ヶ所再処理工場の能力を超える使用済燃料についての再処理直接処分選択に関わる国による意思決定」という文章を1ポツの前に入れるということですか。

○山名委員 そうです。意思決定が行われるということ的前提に中間貯蔵をお願いする旨、地元の理解を得るという趣旨が伝わるように。それは政策が決まらないと貯蔵事業者は何もできないわけですから、政策が決まるということが大事です。

○鈴木座長 むしろ1ポツのところ、**「扱いが不明瞭な使用済燃料の処理、貯蔵、処分について国が責任を持って」**意思決定をし、それに基づいて**「地方自治体、国民の理解を得ること」として**。

○山名委員 その感じでいいんですが、「不明瞭な」というのはやめませんか。全然不明瞭ではなくて、どちらかというとも明瞭です。

○鈴木座長 分かりました。「六ヶ所再処理工場の能力を超える使用済燃料については再処理直接処分選択について」ということで、上の文章をやめてしまうということですね。上のポツの「扱いが不明瞭な」というところの文章、そこは消してしまうと。「扱いが不明瞭な使用済燃料の貯蔵、処分することについて」というのを消してしまつて。

○山名委員 下を持ってくると。

○鈴木座長 下を持ってくる、はい、分かりました。それでよろしいですか。

○田中委員 そういう方向でいいかと思いますが、この政策2というのは政策変更に伴う課題がたくさんあるわけでごさいます、ここにもたくさん上がっていますが、本当にこの課題が解決できるかどうかというのは大変重要な観点だと思います。だから、この課題を解決しないとこの政策2は実現しないわけですから、実現がないということは、ここでいくら良いことを言っても駄目なわけですから、課題の解決のためのもうちょっと大きな原則的なことを初めに書いておくといいかと思うんです。例えば国が責任を持ってやるとかですね。その次に六ヶ所再処理工場の能力を超えるものの対応はどうだとか、はっきり対応を書くべきではないかと思うのです。

○鈴木座長 10ページの「政策実現に向けての課題」の共通課題、これがおっしゃっているところに一番近いと思うのですが、この文章をむしろ変える手はありますが。

「国・地方自治体・事業者の責任分担のあり方」という曖昧な書き方になっているので、今の田中委員のご意見はどの政策選択肢を選ぶにせよ、国の政策の意思決定の責任を明らかにすることという書き方にしましょうか。

○田中委員 そうですね。特に併存の場合にはそれが強く重要になると思うのです。

○鈴木座長 私は、それは全量再処理でも同じだと思います。そのぐらい重要だということでここに書かせていただいているということです。これを頭を持ってくる。

○田中委員 そうですね。「責任分担」という言葉がいろいろなところで使われているのですが。

○鈴木座長 曖昧ですけどね。

○田中委員 曖昧で、分担だけやっていいものではありませんからね。

○鈴木座長 「いずれの政策を選ぶにせよ以下の課題の取組みが必要」と書いてあるのですから、核燃サイクルの意思決定が国の決定であるということについての責任の明確化ということでもよろしいですか。

伴委員、それでよろしいですか。松村委員、よろしいですか。

○松村委員 文章はこれでいいし、国の責任が更に強調されるのもいいと思います。これは政策を議論しているものなのでこう書かれているだけで、国が責任をとる、民間事業者の説明責任は要らないのだとかいう、そういうようなことではもちろんないはずですが、一応念のために確認させてください。どういうわけかこの分野では、一方で国の責任や国策、国策を連呼しておきながら、一方で民間事業者の自由をやたらと強調するという、2つを都合よく使い分ける人が多くいます。そういういい加減な人たちをサポートする目的の文章ではない、民間事業者の責任逃れの口実に使われることを意図して加えた文章ではないという点を確認させてください。当然のことですが、この文章を民間事業者の責任逃れに使われてはかなわないので、念のため確認させてください。

○鈴木座長 そうすると政策決定については国の責任が重い、事業については事業者の責任を明確にすることという書き方……。

○松村委員 文章を変えていただく必要はありません。これは政策のことを議論しているわけですから。後々妙な口実に使われないよう、議事録に残していただければ結構です。

○鈴木座長 分かりました。

では、そういうことで、この政策実現の課題のところでも今の田中委員のご意見を入れさせていただきます。他はいかがでしょうか。

伴委員。

○伴委員 時間がなさそうですので。理由は省きながら、ここをこうしてほしいということをお順番に言っていきます。3-1の方ですが、その定義のところでも高速増殖炉と高速炉がスラッシュで一緒になっているのですが、全量再処理路線というのはFBRが将来実用化されることが前提で、最も有利である、こういう技術評価になっていたわけですので、ここはFBRというふうに限定した方が良いのかな。そして、併存のところについてはFBRというよりもむしろ当面FRということをやっていくのだという話になっていたもので、こちらの方はFRということをお定義として持ってきた方がいいのではないかと考えています。

○鈴木座長 それは政策選択肢の定義の話ですか。

○伴委員 そうです。3ページの定義のところですよ。

○鈴木座長 そうすると、これは全部ですよ、確か。

全ての政策選択肢のところにも両方併記してあるのを全量再処理ではFBR、それ以外ではFRにすると。

○伴委員 それ以外というのは、併存のところはFRではないですかという意見です。

○鈴木座長 はい、分かりました。

では田中委員。

○田中委員 私もこのままでもいいかと思うのですが、FRと言ってもある程度増殖率もありますから、うまくきれいに分かれなと思いますので、このままでいいかと。

○山名委員 併存でもウラン資源の供給状況によっては増殖する必要があるかもしれないし、ウラン資源の状況によっては消費に向かうかもしれない。いろいろなオプションがあるので、いずれにせよFBR/FRは装置としては同じなので、これを分ける必要はないです。

○鈴木座長 伴委員、それでよろしいですか。

○伴委員 余りこだわっておりません。

○鈴木座長 ではこのままで。

○伴委員 ここでこだわっていると14時までかかるかもしれない。

2つ目ですけれども、使用済燃料管理・貯蔵の2というところですか。これは15ページですか。比率Ⅳのところ「六ヶ所再処理工場の使用済燃料貯蔵プールからの搬出が求められる」と書かれているのですが、このところはそもそも政府と、先ほどからの話ではないですが、国と電気事業連合会が責任を持って回避すべき事態、課題であると思いますので、このところについては下の方にありますが、「直接処分への変更となるので、六ヶ所再処理工場に貯蔵されている使用済燃料の継続的な貯蔵やむつRFSの一時貯蔵の位置付けが課題となる」という表現にこの1ポツのところは直してほしいと考えています。これが2つです。

○鈴木座長 いかがですか。求められるというのは可能性だということですかね。

○伴委員 そうですし、これは政策変更に伴う課題なわけでしょう。だから、課題であるということ明記すべきだというのが意見です。

○鈴木座長 六ヶ所再処理工場の使用済燃料貯蔵の継続とむつの貯蔵の位置付けが困難となる。

○伴委員 位置付けが課題となる。

○鈴木座長 位置付けが課題となる。それで分かるかな。意味が通じますかね、それで。

○小田部長 ちょっと意見というわけではないんですけども、やはりこの部分は、六ヶ所再処理工場がなくなることに伴って使用済燃料の行き場というのをどうしても考えないといけないので、位置付けというよりはどうしても貯蔵の問題だと思いますし、そのところは明確にしておかないと、課題であるのは確かだと思いますけれども、位置付けという表現は少し意味が分からないのではないかという感じがします。

○鈴木座長 ちょっと分かりにくいですよ。政策変更にかかわる課題のところ20ページ

のところにもし全部書かれているのであれば、そういうことになると思うんですが、シナリオ3においては、六ヶ所再処理工場が中止されると以下のような課題が考えられるとして、ここに網羅されているかどうかということですね。今のは六ヶ所再処理工場の使用済燃料の……。

今の2の2の文章をここにそっくり移すということもできるんですが、ここに書いてあるんですかね、一応。政策変更の課題と確かに、政策選択肢の評価が重複しているところが確かにあるんですけども。

すみません、このところは伴委員のご指摘のほうが、多分正確かもしれないので、政策変更の課題のところ、まず明確にそれが入っているかどうか確認させていただいて、むしろ今事務局のほうから、ちょっと説明していただけますか。

○中村参事官 今のご指摘は、資料3-1の15ページに書いてある原子力比率Ⅳのところの1つ目のポツの表現が、根拠になるべき資料、代表的な例として資料1-1を挙げますけれども、資料1-1の5ページのシナリオ3のところの表現とうまく合っているのかというご指摘だと思います。根拠となるべき資料1-1では何と書いてあるかと言うと、2つ書いてありまして、1つは、ちょっと順番が逆になっていますけれども、六ヶ所再処理施設での貯蔵継続に課題があるという表現になっています。それから、2つ目には、むつのRSFについては再処理を前提とした貯蔵施設であるため、直接処分を前提とした利用に課題があると書いてありまして、この表現が今の資料3-1の15ページの表現と整合性がとれているか、つまり資料3-1の15ページでいくと、搬出が求められるとか、困難となる可能性があるという表現と合っているかということですが、伴委員からいただいているコメントでは六ヶ所再処理工場に貯蔵されている使用済燃料の継続的な貯蔵が課題となる、それとむつの一時貯蔵の位置付けが課題となると修正すべきというコメントですので、ここは事務局の意見ですが、どちらかというと伴委員の意見のほうが今の資料の表現より正確なような気がします。

○鈴木座長 1の1の5の表現をむしろこちらに採用するという、整合性をもったほうがいいので。

○小田部長 事実関係としては、六ヶ所再処理工場がこの場合、なくなるという前提になっていると思いますので、そこにある使用済燃料継続的に置くということは基本的にできないと思います。だから、今の参事官のご意見ですと、一応六ヶ所再処理工場が動かなくなるというか、立ちゆかなくなった場合には、速やかに搬出しなさいということは明らかに求められているわけですから、継続的に置くということ自身はそれに向けた後の課題であって、事実やはり淡々と搬出されるということを書いておくべきではないかと思うんですけども。

○鈴木座長 今のご意見は、政策変更の課題のところにも明確に書かせていただくことでよろしいですか。それで、すみません、ここの評価のほうは……。

○中村参事官 すみません、私は資料1-1でチェックしたので、そういう意味ではご指摘のとおりかもしれません。今、見なければいけないのは資料1-1ではなくて、資料1-4、ケースIVでしたので、失礼いたしました。資料1-4の6ページのところに、根拠となるべき貯蔵量とか貯蔵容量の説明があって、そこにシナリオ3がありますので、ここの表現との整合性をちょっとチェックしたいと思います。

○鈴木座長 整合性をとらせていただくということによろしいですか。今までのシナリオの評価の文章を変えないで、ここに正確にコピーするということが、政策変更の課題のところにも不足があれば今のような表現を明確に明記するということがよろしいですかね。

次にいきましょう。

○伴委員 3つ目は、プルトニウム利用ですから、16ページですかね。ここのところ、いずれのシナリオにおいても余剰プルトニウムを保有しないことが大前提となるということを入れてほしいというふうに考えています。これはいろいろとこれまで議論してきましたけれども、改めて今の政策を明記するという意味合いで提案しています。

○鈴木座長 よろしいですか、それは。原則論としてですね。

○伴委員 国際貢献、4番目のところは、17ページになります。3つ目のポツで、核拡散防止に貢献できるとの意見もあるという、一意見になってしまっているんですが、これはやはり再処理というのは核拡散につながるというのは明白で、どの国も再処理技術を持つことになればそうなるわけですから、貢献できるという断定にしてほしいという意見です。

○鈴木座長 これはいかがですか。ほかの委員の皆さん、それでよろしいですか。17ページです。17ページのシナリオ3においては、再処理をやめることにより、核拡散防止に貢献できるという意見もあるというのが現在の文章ですが、意見もあるではなくて、貢献できるという断定にさせていただきたいというのが伴委員のご意見です。ほかは断定されていますのでね。

○山名委員 核拡散という意味が曖昧で、基本的に再処理をやっても我が国が再処理技術を持っていること自体がそのまま核拡散ではないわけです。保証措置も受けていますし、転用という可能性もないので、再処理をやめようがやろうが、核拡散防止に貢献もするもしないもないと私は思いますけど、貢献できるってどういうことですか。

○鈴木座長 伴委員、説明をお願いします。

○伴委員 これは他の国が、日本が再処理しているんだったら、我々の国もいいではないかと

ということで、日本を口実にして再処理事業をしようとしている国が多いわけです。そういう国があるわけです。従って、日本がこれをやめるということになった時には、そういった国々についても日本を口実にするような理由がなくなるわけですから、そして日本としては積極的にその核拡散防止ということに邁進していけばいいわけですから、そういう意味で、防止に貢献できると考えているわけです。一意見ではなくて、要するにそれは客観的事実だろうと思います。

○山名委員 そういった核兵器保有意思を持っているような国が、ある種の外国のことを口実にして、妥当化するという行為はよくある話です。だから日本が六ヶ所で再処理をやっているから、某国が核兵器開発するというのは極論でありまして、それは普通にある外交上の一つの話であって、我が国がそれをやっていたほうがやっていたまいが、基本的に関係ないし、我が国がやめたって彼らはやるだけの話で全然貢献にはならない。

○鈴木座長 分かりました。反対のご意見があるということで、ここは意見もあるということで、一応残させていただきたいと思います。両方の意見があるということで、私は理解していました。

次、お願いします。

○伴委員 20ページの政策変更にかかわる課題(1)のところで、2つ目のポツのところで事業に伴う費用で云々となっているわけですがけれども、この2つ目のポツのところについて全体を削除して、埋没費用や廃止措置に必要となる費用などへの対応という文章に変えるのがよいという提案です。

○鈴木座長 その趣旨は。

○伴委員 これは、ここでは事業の評価はしないということになっていたわけですから。事業に伴う費用でというような表現をやるんだったら、全体の事業についてまた分析をしないといけない。それはやめて、要するに埋没費用や廃止措置費用に必要となる費用などへの対応というのが課題だということで、その金額はどうのうこうのうというのは多分前のところを見れば見えてくると思うんです。そういう趣旨です。

○鈴木座長 いかがですか。それでよろしいですか。

反対がなければそう変えさせていただきたいと思いますが、いかがですか。確かに、事業に伴う費用という意味ではなくて、埋没費用や廃止措置に必要となる費用への対応が必要になる、こういうことですよ。

次は、いかがですか。

○伴委員 それから、3つ目、4つ目、5つ目、8つ目のポツ、返送リスクとか、発電所の停止、それから、むつのR F Sを利用できないリスク、海外再処理に伴う返還廃棄物の受入れが困難になるなど、これらはリスクと書いてあるんですけども、ここは課題の整理なわけですから、それらのリスクに対して、そのリスクが課題であるという表現にしないといけないと思うので、しかも分けて書く必要はなくて、六ヶ所再処理工場に貯蔵されている使用済燃料の、僕は継続的と書いたけれども、継続的な貯蔵や海外返還廃棄物の貯蔵、あるいはむつ、R F Sの一時貯蔵の位置付けが課題であるという表現に改めたほうがいいという考えです。

○鈴木座長 これはさっきの話に戻ってしまいますね。

今までの議論で既に書かれてきたことをちゃんと正確に反映するということですよ。ちょっと数が確かに多いので、整理する必要があるかもしれないですね。六ヶ所再処理工場が中止になることによる課題として、六ヶ所再処理工場に貯蔵されている使用済燃料の取扱いが課題ということですよ。返送リスクというのは、返送される可能性があるという、やったんですよ。

○伴委員 課題というのはそういうリスクを回避しなといけないわけでしょう。リスクを受け入れるという話になったら、大変な事態になるわけで、それは理由で書きましたけれども、余り生々しいので読み上げませんけれども、回避すべき課題です。

○鈴木座長 なるほど、どうしますか。表現は……。前の返送リスクのところは何と書いてありましたっけ。資料1－5ですか。1－5の表現に合わせる。

そうしますと表現としてリスクと書かれていると、それが発生するかのように、確実に発生するかのように見えると、こういうことです。リスクとして受け入れるという表現はやめるべきだと。回避すべき課題として書くべきだと、そういうことですよ。その表現にちょっと改めたいと思いますが、中身としてはよろしいですよ。

○伴委員 中身としてはというか、それらの今挙げられている3つのことについて、その課題がある。

○鈴木座長 六ヶ所再処理工場に貯蔵されている使用済燃料の取扱い。

○伴委員 海外返還廃棄物、それからむつのR F S。

○鈴木座長 リスクへの対応にしますか。文章として。

○伴委員 はい。

○鈴木座長 対応という言葉それぞれに付けるということによろしいですか。

○伴委員 できれば一本にさせていただきたいですけども、余りそこはこだわりませんが、余

りにも多いし、もし3つならば、順番に並べるみたいなの……。

○鈴木座長 六ヶ所にある現在貯蔵されている使用済燃料の取扱いとむつの問題と、それから海外にある廃棄物の返還の取扱い、この3つに対するリスク対応が必要であると。こう整理するということですね。それでよろしいですか。それで全部カバーできますかね。

4つですね。表現の違いですかね。六ヶ所再処理施設に貯蔵されている使用済燃料の問題、それから、4番目のポツの発電所の停止によりエネルギー施策として必要な原子力規模を維持できないリスクというのは、削除と書かれていますが、これは議論した……。

○伴委員 それは削除だけれども、表現を削除して一本にしてこう書いてほしいというのが提案ですから、別に全くなしにしてないわけです。

○鈴木座長 分かりました。六ヶ所再処理工場の、返送されることについてのリスクの対応として、4つ目のポツと5つ目のポツを一緒にすると。それから、むつのRFSの位置付けが変わることへの対応が一つ。最後に、海外に伴う、これはこのままでいいですね。国際問題のリスクへの対応ということで。4番目と5番目は六ヶ所再処理工場にある使用済燃料の返送に伴うリスクとして書くと。

○伴委員 はい。同じように、リスクで終わっているんだけど、課題なので、リスクへの対応とか、こういういろいろなところがありますから、修正してくださいということと、それから21ページの課題(2)のところ、1つ目のポツに、また新たな中間貯蔵施設も同様になっているんですが、これは政策変更にかかわる課題とは言えないのではないかと考えます。これは結局、どのようなシナリオをとっても中間貯蔵施設の立地の努力は必要わけですから、ここのところで、書く問題ではないと思って削除したらどうかというのが意見です。

○鈴木座長 ここは再処理される前提になっている使用済燃料がそうでなくなるために、立地の努力が必要だという意味ですか。ここの文章の意味は。

○伴委員 比率全体にかかっているんで、比率によっては表現が変わってくるのかもしれないんですけども、しかし仮に再処理をすとしても、中間貯蔵に送られる使用済燃料があるわけですから、そうするとそれが中間貯蔵施設というのが必要になるわけですね。

○鈴木座長 そうです。

○伴委員 だから、これは政策変更にかかわってくるわけではなくて、むしろ共通の課題と言いますか、政策変更をしなくてもこれは必要になってくるわけですね。

○田中常務 ちょっとそこの認識を解明しておきたいと思うんですけども、中間貯蔵を受け入れていただける地元がなぜ再処理が前提だと言われるのかということをおもんばかる必要が

あると思うんです。それは要するに再処理というのは東海再処理工場以来、日本はやっていることであるし、それから海外でもやっていることであるし、再処理のための燃料ですと言うと、それはやがてここから出ていくということが安心感を与える。ところが、そうでないと言われちゃうと、処分場が実現していない以上、搬出の可能性についての心配を生じるということで、政策変更をする時には明らかにこれは受け止め方が違うんじゃないかと思ひまして、ここは知っておくべきことではないかと思ひます。

○鈴木座長 ということだそうですね。ここは、使用済燃料が再処理される前提である場合とそうでない場合で立地が難しくなりますという、こういうご指摘ですよ。それでよろしいですか。共通課題のところではいずれにしても中間貯蔵は重要だということは書かせていただいております。

次、いきますか。

○伴委員 中・長期的な課題、経済性：総費用というところですが、一つ目のポツのただし書き、ただし、シナリオ3において、この部分については、全体を取ってほしいということです。これはそもそも貯蔵場所の確保を課題として挙げているのだから、わざわざ代替電源でカバーする場合、大きな費用が発生するということをこの中で書く必要がないということです。既に前のところに表現は出ているんですが、ここでそれを明記しなくてもいいのではないかという意味合いです。

○鈴木座長 いかがですか。松村委員。

○松村委員 今、経済性のところで指摘があったので、同じページで違うことを。いずれのシナリオにおいてもという最後のポツは、私は要らないと思ひます。シナリオの選択の話をしているわけですよ。全てのシナリオにかかる費用は選択には影響を与えないですよ。それなのに書く必要あるでしょうか。これを書くとなんが問題なのかというと、この上に書いてある1、2に比べ、3～4兆円と書いてあるところが誤解されかねないからです。この効果も考えて、まだ3～4兆円の差があるというのが正しい理解です。しかしこのように書かれると、3.6兆円の差なら、最後のポツの効果まで考えるとほぼなくなってしまうのかと誤解されかねない。もし残すなら、一番上のポツに、この効果まで含めて考慮して、3～4兆円、の差があると書くべきです。そもそもシナリオの比較をしているのだから、この最後のところは不要だと思ひます。資料にはこの議論が詳しく明記されているので、ここに書く必要はないと思ひます。

○鈴木座長 なるほど。2つ提言がありました。最初のただし書きと最後の、いずれのシナリオという文章はいらぬのではないかというご提案ですが、いかがですか。ここは評価だか

ら、入れなくてもいいかもしれない。

反対がなければ、誤解を招くということですよ、伴委員。これも又吉委員がたしかおっしゃったと思うんですが、いかがですか。これは確かにここに書くのだけがちょっと強調されすぎだというご意見ですが。

松村委員、どうですか。要らないですか。山名委員、いかがですか。後の総合評価のところでは、一応書かせていただいていますけれども。最後の、いずれのシナリオにおいてもいないというご意見ですが、それはいかがですか。

○田中常務 総合評価にあればいいと思っているんですけども、総合評価の3-2の資料の4ページ、こちらで先に議論させていただければと思うんですが、第一つ目、政策変更に伴う課題が多く、これでカバーする場合、大きな費用が発生するというのは、これは位置付けとしてはただし書きになるかと思うんですけども、これを確実に残していただきたいことと、場所としてはただし書きが最初に来るのはおかしいので、今で言うと3番目の赤字の、現状の前提、及び政策1、2に比べ経済的に優位となる可能性が高い、というところの下に移動して、ただしというふうに入れて書いていただく、そういうことをこの4ページ、それから6ページ、それから8ページ、13ページの総合評価の一つ目のポツの順番をそうしていただければ、今のところはお任せします。23ページでしたっけ。

○鈴木座長 すみません。事業者の方は、質問に答えるだけにさせていただきたいと思います。ご意見はちょっと差し控えていただきたいと思います。

○伴委員 僕はそこにも反対していて、結局代替電源でカバーする場合というのは、ある種の仮定なわけですよ。

○鈴木座長 はい、そうです。

○伴委員 必ずしもそれが生じるとはならないわけだし、それを回避するというのが事業者の役目でしょう。国もそれを知って対応していかないといけないわけで、こういうところで費用が高くなるんだぞという脅しのように書き込んでいくというのはおかしなことだと思います。

○鈴木座長 総合評価のところからも外せと。

○伴委員 先ほどの8ページ。

○鈴木座長 8ページ、新規のところですね。どうでしょうか。ここは私としては、前回の議論の時に、参考資料だという取扱いで試算して、計算だけはするけれども、評価の中には含めないという方向で議論させていただいたので、伴委員の意見に近いとは思いますが、全く書かないというのはちょっとあれなので、やった作業の価値ということもありますし、それか

ら又吉委員と田中委員から明示的にそういうご指摘があったということで、私としてはシナリオの評価のほうにはむしろ入れて、総合評価からは外すというのでいかがですかね。

山名委員。

○山名委員 とにかく前も言いましたけれども、バックエンド政策をこれから決めることによって、原子力発電が求められているというか、想定されている規模の発電ができなくなる可能性があるわけです。つまりバックエンドが上流を律しているという状態をつくってしまう可能性を今つくろうとしているんですね。そのために、もちろん代替電源の費用でそれを表現するかどうかという議論があるんですけども、いずれにせよ原子力を制限してしまっ、火力等他電源でやっていかざるを得ない状況をつくるというのは事実ですから、これは総合評価に書くべきです。

○鈴木座長 分かりました。8ページの最初の文章は残すというのはいかがですか。

○山名委員 どれですか。

○鈴木座長 8ページの一番最初の政策変更に伴う課題が多く、使用済燃料が行き場を失い、必要な原子力発電規模を維持できない可能性があるというのは残して、その後ろを消しちゃうというのはいかがですか。

○山名委員 消しちゃうというか、そのため原子力を代替する火力等への依存、あるいはそのための費用等が発生する可能性があるという書き方にすればいいと思いますけれども。

○鈴木座長 はいかがですか、伴委員。

○山名委員 それは粛々と事実であって、伴委員が言うように……。

○伴委員 いや、ある仮定の上で書いているわけですよ。で、基本問題委員会のほうでも仮に比率によって、それをどうするのかという議論をしていて、必ずしも火力全部でという話にもなっていないわけですから、こういう回避すべき課題をいかにもそれが発生することを前提にしたような、もちろん仮定にはなっているんですけども、わざわざそういう表現を入れていく必要はないのではないかと僕は思うんです。選択肢を提示するわけですから、分かりやすい選択肢を提示するとなっていて、選ぶのは国民的議論を経て選ぶということになっているわけで、その時に、資料としてどこかにあることについては計算したわけですからいいんですけども、こういう仮定のことをどんどん入れ込んでいく話ではないのではないかと僕は考えるんですけども。

○鈴木座長 資料の3の1の23ページ、経済性：総費用のほうにまた戻らせていただいて、こちらのほうは、もう一度確認しますが、まず一番下のいずれのシナリオにおいても3.6兆

円が存在することに留意が必要である、というのは取る。これは不要だと。それから、ただしシナリオ3において、というところはただし書きですので、大きな費用が発生する可能性がある。リスクがあるという表現でいかがですか。

○伴委員 分かりました。

○鈴木座長 これは計算したことなのですが、総合評価の3の2の8ページのところは、同じように維持できない可能性があると書いてありますので、その後に、その場合大きな費用が発生するリスクへの対応が必要であるとい表現でいかがですか。要するに、対応が必要であると。大きな費用が発生するリスクへの対応が必要である。ということで、発生するという断言がよくないということですね。

○伴委員 いや、僕は全部取ってほしいと言っているんですけども。

○鈴木座長 入れるべきだというご意見がありますので、対応が必要であるとさせていただいて、いかがですか。

山名委員、それでよろしいですか。

田中委員。

○田中委員 この8ページ、発生する可能性があるというのではまずいですか。

○鈴木座長 これを電気事業者が代替電源でカバーする場合、大きな費用が発生する可能性があり、そのリスクへの対応が必要であるとさせていただいたらいかがでしょうか。あくまでも可能性であるということ。それで、変えさせていただきます。

だんだん時間がなくなってきました。

○伴委員 政策間の比較が、対応という言葉は要らないと思います。

○鈴木座長 評価か、ここは。

そうすると発生する可能性がある、ですね。

○伴委員 それから、放射性廃棄物の発生量の26ページのところですけれども、2つ目のポツのところ、全量再処理に比べて面積は約2.6倍になるとなっているんですが、ここについては削除することを提案しています。その理由はなぜかと言うと、政策変更になった場合、この2.6倍というのはガラス固化と同じように処分するようになりますよという話になっていて、もし直接処分が導入されたら、それにふさわしい貯蔵期間、そういうことを定めていくことになるわけだから、2.6倍というのは一つの評価であるわけだから、技術評価の時でしたか、それはいいんですが、ここに書き込む話ではないと思うんです。必ずしもそういう面積が必要となる、とはならない。それにふさわしいあり方をすれば面積も変わってくると思うの

で、取ったらどうかと思います。

○鈴木座長 これは事実と試算の結果を書いているんですね。だから、どうでしょうかね。

○伴委員 ですから、それは試算の結果としてほかのところに数字が出ているのはもちろんいいんですけども、そこをクレーム出しているわけではないんです。しかし、評価として見ていった時に、この断定はないんじゃないですか。ある仮定を置いたらこうでしたというのが、必ずこうなるような書き方というのは、やっぱり違うと思いますけど。

○山名委員 とにかく、再処理するか直接処分するかというのは決定的なのは、埋めるものが違うわけです。直接処分というのはプルトニウム、発熱体も全部入ったまま埋めますので、結局熱負荷によって、大きな差が両者で出てきます。そのために再処理していると言ったっていいんです。その差がこういう評価の結果、数字で出てきていますから、これは両者の決定的な違いです。ほかの方法があるとおっしゃったんだけど、熱負荷そのものの物質の性質の問題なので、後は冷却期間を変えるしかないわけです。冷却期間を変えるということは、地上に属性物質をずっと持っているという、我々が一番避けたいと思っていることを要求している話になってくる。そうすると、処分の位置付けの問題になってくるので、これは明確に、直接処分は50年冷却か何かで計算したんですか。たしかそうですね。

○鈴木座長 50年です。

○山名委員 100年冷却にしてやればピッチがちょっと減るだろうという議論をここでやってもしょうがないと思います。だから、その差は数値としてきちんとそれぞれが最も標準的な50年とあとガラスは40年か35年ということでやっているんですから、それは明確にここに結論すべきです。

○鈴木座長 ここは、この総合評価はあくまでもシナリオの試算結果を粛々と書いているんですが、それを否定されてしまうと、ちょっと困るので。

○伴委員 否定はしていませんよ。

○鈴木座長 松村委員。

○松村委員 試算結果なので断定的に書いてあるというのであれば全ての箇所でコンシステントにそのように書いてほしい。例えば、経済性に関してはもちろん一定の前提は置いているけれども、試算して、直接処分の方が経済性が高いと出たわけです。それについては可能性が高いという表現になっています。しかし経済性もちゃんと試算したはずですよ。だから、もしここを断言するならば、同様に可能性が高いなどという妙な表現は全部取ってください。

○鈴木座長 そうしますと、どうしますかね。現在の前提条件では2.6倍の面積となる結果

が出たという表現にしますか。そういうことであくまでも前提条件のもとでということによろしいですか。

これは数値を書かないと評価した理由がないので、ただ、おっしゃるとおり評価が前提条件を変えれば変わるんですよということを分かっていただくためには、そういうことにさせていただくということによろしいですかね。そういうことにしましょう。

○伴委員　そして、同じページの4つ目のポツですけれども、直接処分を行おうとする際には、公衆被ばくについて、諸外国で提案されている云々となっているんですけれども、これはすごく違和感があって、私はむしろただし書きで書いてある今後の研究開発により我が国で直接処分の安全評価の必要があるという、こっちのほうが大事であって、ですから我が国での使用済燃料の安全評価の必要があるということ、4つの目のポツはそういう表現にしてほしい。海外の事例でもって、説明をしないといけないとかいう話になっているんですけれども、それはちょっと違うでしょう。先に、日本の国での安全評価を行う必要があるのではないかと。そういう意味で入れ替えてほしいと思います。

○鈴木座長　ここは、技術選択肢の時の議論の直接処分と、再処理した場合の公衆被ばくのリスクの評価をして大差ないという結論をここに反映させていただいたつもりでいたんですが、それはないほうがいいということですか。

○伴委員　その評価というのは、もちろんあったわけですが、ここでは直接処分について住民の理解を獲得する努力の道具として、この評価を使います。こういう話になっているわけです。その直接処分について、住民の理解を獲得する努力が必要であるとするならば、まず日本国での安全評価を行う必要があるのではないかと考えるわけです。

○鈴木座長　分かりました。それでは、ご提案のここの文章を全部取ってということですね。安全評価を行う必要があるというように変える。住民の説明というのも省いちゃう。

○伴委員　そこまでは省かなくてもよろしいのですが、僕が書いたのは、シナリオ2、3においては、我が国での云々と、こうなったんですが、安全評価を行って直接処分について住民の理解を獲得する努力が必要であるとなっても、そこは構わないのです。

○鈴木座長　直接処分を採用した場合に、再処理のガラス固化体の処分と何が違うのかということの評価ですが、今のご指摘は直接処分の安全評価を行う必要があるというのはそのとおりでと思うんですが、住民の理解を獲得する努力というのは、ガラス固化体と一緒にじゃないかというご指摘であれば、それはむしろ同じではないですかということ、取っちゃうということではいかがですか。前の文章は、直接処分にする住民の理解を獲得する努力が特別必要である

という表現だったんです。だから、そうではないでしょうという趣旨のことを書いたんですが、そのためには我が国の直接処分の安全評価を行う必要があるということが大事であるということで、そちらをむしろ強調して、住民の理解を獲得する努力は、これはガラス固化体と一緒になので、ここでは省くということではいかがですか。住民の理解を獲得する努力が必要であるというのは、共通であるということではよろしいですか。そのようにします。

次は。

○伴委員 選択肢の柔軟性、27ページですが、4つ目のポツのところで、将来再処理が必要となった場合には、基盤の再構築から始めるために、となっているんですけども、結局、この間、国際問題で議論したように、必ずしも一国で何から何まで1から始めるという必要はないということもあったわけですから、ここでは将来再処理が必要となった場合には多国間の連携等々から構築していけばいいわけで、できると書けばどうですかという話です。言っていることは分かりますよね。必ず1から全部やらなければいけないという書き方になっているんですけども、そうではないんじゃないでしょうか。そうではない表現にしてほしいということです。

○鈴木座長 どうですか、山名委員。

○山名委員 今の六ヶ所だって、フランスの設計で持ってきているんです。けども、あのプラントでもこの国で安全に動かしていくためには、かなり大きな基盤が必要で、人材の流れとかも含めた基盤、あるいは基礎研究も必要で、やっと実現しているんです。そのためには東海工場の経験を反映した上でやっているわけです。だから、海外にどうのうというのは、それは将来決めればいい話ですが、どうあれ、我が国にそういう技術の基盤がいるというのはやはり必要であって、そのためには投資と時間が必要だというのは変わらないと思いますけれども。全くもぬけの殻で海外からポンと持って来られるというのとはちょっと話が違うと思います。

○鈴木座長 ここは評価のところにありましたね。この表現というのか、たしか。なかったですかね。

38ページ、新たな投資と時間が必要であるという文章が、シナリオごとの評価のところには政策選択肢の確保、開発の柔軟性のところでシナリオ3については、将来再処理が必要となった場合、技術基盤の再構築が必要、新たな投資と時間が必要であるという文章が今までにもあるんですが、その文章とほぼ一緒ですよ、今の文章は。だから、これを直すと元の文章も変えなければいけないんですが、ここは伴委員、たしか政策選択肢のところ、総合評価のところ、基盤の共通課題というのがあるんですが、10ページです。資料3-2の政策実現に向けての課題の10ページに基礎基盤研究の継続というのが出ていますが、これはこういう

課題、直接処分を選んだ場合にこういう課題があるというご指摘に対応して、どの選択肢を選んでも、こういう基礎基盤研究は必要だという提案になっているので、そこと自己矛盾を起してしまうような、基礎基盤の継続は要らないということになるので、基礎基盤研究は継続する。どのシナリオを選んでも柔軟性を確保するためには基礎基盤研究は必要であるということで、ここで書かせていただいたので、それでいかがでしょうか。よろしいですか。

そういうことで、文章を、これはこのままの文章を活かして、むしろ10ページの基礎基盤研究の継続を強調するということにします。

ちょっと時間が過ぎちゃっていますね。延長させていただいていいですか。委員の皆さん、時間は大丈夫ですか。あと20分、12時半までということで、伴委員、申し訳ありませんが、さらっと説明していただいて、特に重要と思われるところをご指摘していただきたいんですが。

○伴委員 特に重要と思われるところにします。4ページの原子力比率、これは全部共通ですけども、4ページのところで。

○鈴木座長 3-2のところですか。

○伴委員 3-2に入りました。それで、ここで使用済燃料管理・貯蔵、放射性廃棄物の処分面積、資源節約等では最も不利となっているんですが、その高レベル廃棄物について言うんですけども、先ほどもありましたが、低レベルのほうは、逆に多いわけです。再処理をしていたほうが。そういう技術評価のところではそうになっていたと思いますので、高レベル放射性廃棄物と書いていただくか、放射性廃棄物のところの処分面積、このところを取っていただくかどうかにか。

○鈴木座長 高レベルということにさせていただいてよろしいですかね。

○伴委員 1、2、3とずっとありますので。

○鈴木座長 ここは、強調されているのは高レベル廃棄物の処分場の面積ですよ。地層処分なので。

○伴委員 先ほど松村委員から話がありましたが、経済的に優位となる可能性が高いとなっているんですけども、これは優位になることは明らかですので、可能性が高いというのは削除してほしいということです。

4つ目ですけども、既に在庫として存在するプルトニウム利用が着実に進まない時には、となっているんですけども、これは既に在庫として存在するプルトニウムの利用もしくは処分が必要になるということに変えるべきではないかと。なぜかと言うと、この利用を優先的に政策3の場合には、利用を優先的にするというを必ずしも含んでいない。もちろん利用を

排除しているわけではないんですが、だからまず利用が着実に進むことが前提で、その進まない場合には別の処分と、これは違って、両方ともありのような表現にしてほしい。○鈴木座長 利用、もしくは……。

○伴委員 利用、もしくは処分が必要になるという。

○鈴木座長 よろしいですか。ほかの委員の先生。

○山名委員 ちょっと奇妙に感じるんですが、今回やった経済性評価は直接処分というのは、我が国は全く研究したこともなくて、それに見合った地質研究もやってないわけですよ。ガラス固化体としてはやっていますけれども。それで直接処分のあれはスウェーデンのあの方式で燃料を横向き運搬、縦型埋設でいくというある過程で直接処分のコストを出していますので、それ自身が実はまだ我が国では架空のものです。

○鈴木座長 現状の前提という言葉に、そこは全部含めていますし、その処分のコストの評価の……。

○山名委員 従って、やはり可能性の段階です。今の段階では、可能性が高いを取ったほうがいいとおっしゃるんですけども。

○鈴木座長 現状の前提では。

○山名委員 現状の前提では僕はかなり高いと思っていますね。

○鈴木座長 すみません、ほかのところと一致させるために、ここは試算、今回は計算した場合については現状の前提では優位となるというご指摘なので、ここで前のところで前提条件を書いておきますので、そこでもう優位となるで、そういう結果がはっきりと出ています。

○山名委員 現状の前提ね。直接処分に関するある種の技術的前提を置いた上ではね。

○鈴木座長 ということでいかがでしょうか。ということです。

○山名委員 ただ、前提が違う可能性があります、と僕は言っているのです。

○鈴木座長 もちろん。さっきの話と同じですから。

○伴委員 最後、5つ目のポツですけれども、これはそもそも全量直接処分の定義のところ、FBR、FRの開発はしないということになっているわけですね。ですから、定義と矛盾するんじゃないかと思います。

これ、1ページのところに、全量直接処分政策ではFBR、FRの選択肢は存在しない、こう定義しているわけですから。

○鈴木座長 当面の進め方のほうで、たしかFR、2ページですけれども、当面の進め方のところで、直接処分のところでも国際協力等でのFR研究開発は実施するということになってい

るんですが、それではちょっと矛盾するということですか。

○伴委員 そういうふうにF R 研究開発は実施するというのは別にいいんですけども。

○鈴木座長 いいわけですね。

ここは、さっきの柔軟性の評価と同じことになるんじゃないですかね。基礎基盤研究をしているけれども、やはり直接処分をやっている場合とそのほかの場合では、F B R の実現に向けてのコストと時間がかかるという表現ということでは間違いはないんじゃないでしょうか。ということですが。

○伴委員 いや、例えば2のところ、プロジェクトの進め方と、これは当面となっているんですけども、まず定義では、選択肢は存在しないわけです。そして、当面は実用化に向けた研究は中止となっているわけです。従って、当面の政策間の比較というふうにやった時に、私は当面のプロジェクトの進め方の表現でもよいかと思いますが、国際協力でのF R の研究開発は実施するけれども、実用化に向けた研究開発は中止しているわけですから、こういう表記は政策間の比較では出てこないと思います。

○鈴木座長 削除。

○伴委員 するか、この2のところの国際協力云々ということをもた書いていただくかのどちらかではないかと思います。

○鈴木座長 直接処分の場合の政策の柔軟性は限定されるという表現はよろしいですか。要するに、F B R が必要になった場合というのがあるので、それは自己矛盾だというご指摘であれば、政策の柔軟性は限定されるという評価はよろしいですか。直接処分しかないということ。ポイントはそこですけども。

○伴委員 分かりました。その柔軟性が限定されるというのが……。

○鈴木座長 そういう意味では、将来において再処理やF B R になった場合には、対応が困難となるので、政策の柔軟性は限定される。そういう表現でいかがですか。新たに開発を再開する必要があるという文章の中に、対応が困難となるので、と。政策の柔軟性は限定される、でよろしいですか。

○鈴木座長 あと10分弱。

あとは同じよう内容ですかね。

○伴委員 同じような内容ですので。

○鈴木座長 今まで修正したことを統一するように変えさせていただくということによろしいですか。

○伴委員 それで、いいです。

○鈴木座長 それでは、ほかの先生方からご意見があれば、是非、あと残り10分なので、今、伴委員のご意見を伺いましたが、いかがでしょうか。

山名委員、どうぞ。

○山名委員 例えば、3の2の資料の3ページで、下の併存のところの5つ目のポツで、FBRへの実用化リスクへの対応が柔軟にできると書いてあります。これはかなり現実と違って、要するになぜ併存で処分の可能性を残すかと言うと、それはウラン資源の供給状況が将来もまだ緩いとか、あるいは廃棄物にある程度持ち続けることができるとか、そういうFBRが必要となるニーズの時期が遅めになった時に処分をある程度しちやってもいいじゃないかという判断が出るわけです。だから、時期の話です。ここで、実用化リスクという言葉が何を意味しているのかよく分からないんですが、正確に言うのであれば、これはFBR、FRを実施する必要性の高い時期が遅くなる場合の耐用性に柔軟に対応できるというのが正しい表現で、つまりニーズが遅れるんだから、その間、ある程度直接処分をしてもいけるという判断に立つものですから、そういう趣旨の文書に直して行かなきゃならない。時代ニーズに対するフレキシビリティなんです。

○鈴木座長 FBR、FRの実用化、可能性が非常に不透明な場合への対応が、と書きますか。

○山名委員 それに近いですね。そういう言い方をしたほうがいいと思います。それから、もう一つ、先ほども言いましたが、その4行下に不明瞭となるかあるでしょう。取扱いが不明瞭になるとか、それから3の1には不透明であるからという言葉が出てくるんですが、私はこの併存という路線は決して政策的に放棄しているわけでも何でもなくて、積極的な再処理も積極的な直接処分も両者が真剣に考えている状態であって、不明瞭でも不透明でもないんです。とにかく全力であらゆる可能性に対処しているので、そこは表現を注意してください。まるで地元から見たら、これは本当に曖昧になっちゃったとしか見えなくなっちゃうわけです。たかさんの資料に出てきますよ。

○鈴木座長 使用済燃料が不明瞭となりという表現は全てから、併存のところから削除して、他のところにもたくさん出てきますので、併存の場合の課題のところの使用済燃料の取扱いが不明瞭となるという表現はやめると。ここの課題は、どうしましょうか。使用済燃料の取扱いについて、直接処分、再処理を行うことについての政府の政策変更の説明責任が生じる。という表現にしますか。

○山名委員 政府によるその判断にしばらく時間がかかるから、ということです。政策判断が

遅れるということです。残った部分の。貯蔵している部分について再処理するか直接処分をするかということはまだしばらく決定ができないわけですね。

○鈴木座長 それはちょっと話がさっきとまた矛盾しちゃうので、使用済燃料の取扱いについての、どう説明しますかね。

使用済燃料の取扱いで、処分となる可能性が出ることについて、立地自治体の理解を得ることが必要ということにしますか。不明瞭となるという言葉がよくないので、処分の可能性が出ることについて立地自治体への理解を高める必要がある。という表現でいかがですか。併存を選んだ瞬間に直接処分の可能性ができるわけですから、それについての理解を得る必要がある。というご指摘ですよ。不明瞭というのはよくないということですよ。もう一回言いましょうか。使用済燃料の取扱いで直接処分の可能性が出ることについて、立地自治体の理解を得る必要がある。ということ。

○山名委員 多分この一貫性という言葉は今まで、全量再処理であるという一つの大きな一貫性のもとに地元が判断されていたということを指摘しているわけですね。

○鈴木座長 今までは1個しかなかった。

○山名委員 その一貫性と称するものに、残り部分を直接処分するという可能性が発生することから、一貫性がないように見えるということを懸念しているわけでしょう。

○鈴木座長 そういうことはもう取っちゃって。

○山名委員 そういうことをおっしゃっているんですが、決して残り部分についての判断は。

○鈴木座長 放棄したわけではないということですよ。最初のネガティブな否定的な部分を消して、直接処分という政策を決定した場合にはそれについての立地自治体の理解を得る必要があるという、そういう表現でいかがですか。政策の柔軟性があるというのはそのまま残すと。

ほかにはいかがですか。

時間がそろそろ来てしまったんですが、委員の先生方からは何か。よろしいですか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 政策2については、これは柔軟性が高い可能性があるかと思うので、実現するためにもやはり国の明確な関与が大事だと思いますので、しっかりどこかに書いていただくと。

○鈴木座長 それは何回も申しますが、共通課題として明確にするということ。

予想どおりというか、時間がかかってしまいまして、これが一応最後になりますので、今、現場で直せるものは直しましたが、多少残っているところがありますので、申し訳ありませんが、こちらで最終版を送付させていただくという作業が残ります。それで、手続的には小委員

会を開く時間がないので、原子力委員会預かりということで、策定会議にもう一度報告する機会がありますので、そこでの意見を、皆さん出席されますか。その場で今日のご意見を踏まえた最終版を發表します。それを踏まえて、策定会議でご議論いただいたものを踏まえて原子力委員会で引き取って、エネルギー・環境会議に提出するというので、ご納得いただければありがたいと思います。よろしいですか。

○伴委員 納得しますが、自分のところがどう反映されたか一応見たいので、23日は出られないので。

○鈴木座長 23日より前に必ず配布させていただきます。

○伴委員 それとちょっと要望ですが、非常に忙しい中で申し訳ないんですが、このまとめの時に、どこで議論したかという根拠資料的な、これまでずっと蓄積してきましたよね。

○鈴木座長 どこをどう参照したかと。

○伴委員 そうなのを書いてありますと非常にチェックしやすいので。

○鈴木座長 ちょっと考えてみます。

では、時間が伸びてしまって大変申し訳ありませんでした。お忙しいところ、私の不手際で時間が伸びてしまいました。これをもちまして終わりたいと思いますが、事務局のほうから何かありますか。

○吉野企画官 議事録に関しましては、委員の皆様方にご確認の上、ホームページに掲載させていただきます。それまでの間は、音声データを掲載いたします。なお、時間が限られますが、かように鈴木座長とプレスの関係者の応答を行う時間を設けますので、よろしくご参集願います。以上です。

○鈴木座長 それでは、この会合を終わります。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後0時31分 閉会